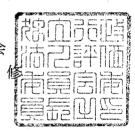


独評発第0826035号 平成26年8月26日

独立行政法人 国立成育医療研究センター 理事長 五十嵐 隆 殿

> 厚生労働省独立行政法人評価委員会 委員長 山口



独立行政法人国立成育医療研究センターの平成25年度における業務の実績に関する評価結果並びに中期目標期間の最終年度を除く当該中期目標期間における 業務の実績に関する評価結果の通知について

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第32条第1項の規定に基づく平成25年度における業務の実績に関する評価を行ったので、同条第3項の規定により、その結果を別添のとおり通知する。

また、厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準(平成13年6月 厚生労働省独立行政法人評価委員会決定)に基づく中期目標期間の最終年度を除く 当該中期目標期間における業務の実績に関する評価結果を併せて通知する。



独立行政法人 国立成育医療研究センター 中期目標期間の業務実績の 暫定評価結果

平成26年8月26日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 中期目標期間(平成22年度~25年度)の業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人国立成育医療研究センター(以下「センター」という。)は、母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの(以下「成育に係る疾患」という。)に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこうした業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

本評価は、平成22年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標(平成22年度~26年度)全体の業務実績について評価を行うものであり、評価結果を次期中期目標等へ反映させる観点から、中期目標期間の最終年度に暫定的に実施するものである。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成25年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。)等も踏まえ、暫定評価を実施した。

(2) 中期目標期間の業務実績全般の評価

受精、妊娠に始まって、胎児期、新生児期、小児期、思春期を経て次世代を育成する成人期へと至るリプロダクションによってつながれた、ライフサイクルに生じる疾患に対する研究と医療を推進するため、病院と研究所が一体となり、日本人のエビデンスの収集や、疾病に悩む患者や家族に対し、安全性と有効性を充分に検証した上で高度先駆的医療の開発と提供を行うとともに、小児救急医療、周産期医療を含めた成育医療全般に関して、チーム医療、包括医療に配慮したモデルを確立し、これらを全国的に展開していくことが求められている。

当期においては、理事長のリーダーシップの下、職員の意識改革が進められる中、現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取組みが行われ、平成22年度~25年度の期間において中期目標に掲げる経常収支に係る目標を達成していることは評価する。今後も中期目標の期間全体において収支相償の目標を達成できるよう努められたい。

研究・開発について、平成 22 年度において、新たに発見された遺伝物質として注目されているマイクロ RNA が骨格形成や慢性関節炎等の難治性疾患の原因となることを世界に先駆けて発表した。平成 24 年度において、ギランバレー症候群、糖尿病や腰痛などの末梢神経障害の原因遺伝子 2 種を特定し Science Signaling 誌に掲載した。平成 25 年

度において、Am J Hum Genet 誌 7月号において、先天心奇形、低身長などを示すヌーナン症候群の原因となる新しい病因遺伝子を世界で初めて同定した成果を掲載した。

国際水準の質の高い臨床研究や難病等の医師主導治験を推進し、日本発の革新的な医薬品・医療機器を創出するための臨床研究中核病院として採択され、平成25年度に組織改編で研究所に社会・臨床研究センターを設立し、研究所と病院のより一層の連携強化を図っている。

また、再生医療の確立として、ヒト以外の異種動物成分を使用しない培養条件を用いてヒト ES 細胞 7株をこれまでに樹立している。革新的医薬品・医療機器・再生医療製品実用化促進事業「ES 細胞を加工した製品や、ES 細胞を活用した、医薬品等のスクリーニングや有効性・安全性の評価方法の確立」を行った結果、平成 25 年度において上記 ES 細胞由来の最終製品を作成することに成功した。加えて、関連研究成果として、マウス ES 細胞から悪性度の高いがんを作ることに初めて成功しPLoS One 誌に掲載され新聞で報道されたことは評価する。

原著論文数の実績としては、平成 25 年度において、平成 21 年度実績に比して 15%増 となる 295 件の発表を行った。特に英文論文数は 242 件と前年に比しても 18 件増加した。 特筆すべき事項としては、Lancet 誌 5 月号に掲載された国際共同研究成果があげられる。 この研究では 29 ヶ国 30 万人以上の女性を対象に妊産婦死亡およびニアミスに関する調査が行われた。 妊産婦死亡およびニアミスの頻度は maternal severity index (MSI) という指標と相関するが治療介入の程度には相関しないという結果が得られた。

医療の提供について、小児肝移植を世界トップレベルで実施し、平成 25 年度における 生存率は 100%で生体ドナーに合併症を認めなかった。

高度先駆的医療である「双胎間輸血症候群に対するレーザー手術」を毎年国内トップレベルで実施し、その生存率は世界でもトップレベルである。

また、平成 25 年度において、小児稀少疾患である重症型オルニチントランスカルバミラーゼ欠損症患児に対し、生体肝移植ドナー手術の際の余剰肝から分離・凍結保存した肝細胞を使用した世界初の肝細胞移植を実施したことは評価する。

このように第1期中期目標期間における4年間の成果を踏まえると、成育に係る疾患のモデル医療や高度先駆的医療の提供、安全で質の高い医療の実現、研究所と病院が一体となった成育に係る疾患の最先端研究の推進、人材育成、政策提言など、センターが果たしてきた役割は極めて大きく意義深い。

一方、近年の科学技術の進歩により、世界的に見ても革新的な医療技術が相次いで開発されるなど、医療分野の研究開発を取り巻く環境は大きく進展している。その中で、今後ともセンターがその役割を担っていくためには、その時々の課題に対応できるよう患者や社会のニーズ、医療上及び経済上のニーズをも十分に意識しつつ、先制医療や新たな医薬品や診断・治療方法の開発、医療機器の開発が推進される社会の実現に貢献することが期待される。

また、国の研究開発に関する戦略を踏まえつつ、国立研究開発法人として研究開発成果の最大化を目指す体制の確保を図ることが重要であり、十分な見通しを持った上で運営されるべきであることに留意されたい。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、 個別項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1)研究・開発に関する事項

① 臨床を志向した研究・開発の推進

研究所と病院との一層の連携強化を図るため、共同研究会議の開催数は平成21年度に比べ20%以上増加、新規共同研究数は平成21年度に比べ30%以上増加させるとする中期計画に対し、平成25年度においては、平成21年度に比べ、それぞれ30.8%増、27.3%増となっており、中期計画の達成に向け着実に取り組んでいる。

社会・臨床研究センターの知財・産学連携室が企業等の産業界、大学等の研究機関と病院並びに研究所との連携を推進する役割を担わせた結果、企業等との共同研究実施数を平成21年度に比べて10%以上増加させるとする中期計画に対し、平成25年度においては、平成21年度に比べ、共同研究実施数は25件となり、平成21年度に比して56.3%増加し、中期計画を達成していることは評価する。

また、平成 25 年度に臨床研究中核病院として指定を受け、小児治験ネットワークの被験者候補検索システムの強化等を行った結果、44 件(うちセンター外は 29 件)の臨床試験のデータ管理支援を実施している。

② 病院における研究・開発の推進

規制当局審査経験者、実地調査経験者、臨床研究方法論の教育を受けた医師、CRCをメンバーとした医師主導治験を含む臨床研究支援体制を実施した。

平成 25 年度において、臨床試験推進室を中心としたチームにより、新規医師主導治験 1 課題の IRB 申請を終了し、他に 2 課題の実施支援準備を行った。また、計画・立案段階から支援している医師主導治験 2 課題(4 プロトコル、主任研究者は他施設所属)のうち、1 課題については、製薬企業により承認申請が行われ、さらのその主な成果が Lancet 誌にアクセプトされたことは評価する。

③ 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

平成24年度において、ギランバレー症候群、糖尿病や腰痛などの末梢神経障害の原因遺伝子2種を特定しScience Signaling 誌に掲載された。

平成25年度において、AmJHum Genet 誌7月号において、先天心奇形、低身 長などを示すヌーナン症候群の原因となる新しい病因遺伝子を世界で初めて同定し た成果を掲載された。また、重症未熟児網膜症に対して早期硝子体手術を行うことで 8 割以上の児で失明を回避できたことを報告し、各新聞に掲載されたことは高く評価する。

(成育疾患の本態解明)

平成 23 年度において、新生児乳児消化管アレルギーの研究で、通常の食物アレルギーと同様、牛乳などのアレルゲンに特異的な Th2 細胞の活性化が存在することを世界で初めて発見した。

平成24年度において、先天性内分泌疾患(偽性副甲状腺機能低下症)を招く新規PRKAR1A変異の同定及び先天症候群の原因となる新規ゲノム構造異常の同定に成功しその成果を発表した。

平成 25 年度において、性腺刺激ホルモン欠乏症で FGF8 遺伝子に新たなフレームシフト変異を同定、遺伝性女性化乳房症(アロマターゼ過剰症)の病因遺伝子 CYP19A の構造変異による発現異常の同定に成功した。

(成育疾患の実態把握)

センターで出産した 1,550 名の妊婦と児を対象に開始した出生コホート研究である「成育コホート研究」は、毎年アンケート調査を実施している。追跡年齢は 7 歳から 9 歳に達し、62.3%(987名)と高い追跡率を維持している。また、センターで出産した妊婦と児を対象に「成育母子コホート研究」を開始し、「成育コホート研究」では解析できなかった胎盤や臍帯血を収集しゲノム及びエピゲノム解析を行っている。さらに、大規模出生コホート研究であるエコチル調査事業にメディカルサポートセンターとして関与し、平成 25 年度において目標の 10 万人の登録を達成した。

(高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進)

慢性肉芽腫症に対する造血幹細胞を標的とした遺伝子治療臨床研究について、平成 24 年度に厚生労働大臣の承認を受けた後、約 1 年をかけ全国に向けての被検者募集 (UMIN8235) を行った。その結果、26 歳の男性患者への遺伝子治療実施が、センターの遺伝子治療臨床研究適応・評価判定委員会で承認され、造血幹細胞遺伝子治療の実施準備の段階に入っている。

無心体双胎に対するラジオ波凝固術は、これまで34例を施行しており、治療成績 を解析して平成25年度に先進医療への申請準備を行っている。

(医薬品及び医療機器の開発の推進)

平成 22 年度において、新たに発見された遺伝物質として注目されているマイクロ RNA が骨格形成や慢性関節炎等の難治性疾患の原因となることを世界に先駆けて発 表した。

臨床研究の倫理に関する研修会を定期的に開催することにより、医師・研究者が 積極的に倫理審査委員会に申請を行った結果、平成 25 年度における臨床研究及び治 験実施件数の合計は 199 件(倫理委員会承認件数 173 件、治験審査委員会承認件数 26 件)となった。平成 21 年度と比較して 123 件(162%増)の大幅な増加となって おり、中期目標期間中に平成 21 年度に比べ、臨床研究及び治験実施件数の合計数を 5%以上増加させるとする目標を達成している。

(医療の均てん化手法の研究開発の推進)

周産期診療のガイドラインは平成 22 年度に作成が終了し、平成 23 年度には全国に発信した。平成 24 年度においては、小児診療部門についても実用性の高いガイドラインを複数作成した。平成 25 年度においては、診療・治療のガイドラインとして、「血友病の止血ガイドライン」、「性分化疾患対応の手引き」、「溶血性尿毒症症候群の診断・治療ガイドライン」、「小児特発性ネフローゼ症候群診療ガイドライン 2013」、「小児インフルエンザ重症呼吸不全に対する診療戦略」を作成し、また、産科実践ガイドの大幅な改訂を行った。

(情報発信手法の開発)

広報戦略部門に専任者を配置し、英語版も含めた Web サイト刷新のための骨子を 平成 25 年度に完成させるなど、ホームページにおいて最新情報を積極的に提供して いる。

妊娠と薬情報センターにおいては、妊娠中の方や妊娠を計画中の方の薬に関する相談を受けており、全国約30カ所にある「妊娠と薬外来」での相談、現在の主治医のもとでの相談、電話相談の3種類の相談方法により、科学的に検証された医薬品情報を妊婦や妊娠希望者に提供している。

(2) 医療の提供に関する事項

① 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供

小児肝移植を実施しており、平成 25 年度においては 33 例 (生体肝移植 31 例、脳 死肝移植 2 例)、腎移植 1 例を実施し、単一施設での小児生体肝移植症例数は世界最 多であり、生存率は 100%で生体ドナーに合併症を認めなかった。

高度先駆的医療である「双胎間輸血症候群に対するレーザー手術」を毎年国内トップレベルで実施しており、その生存率は世界でもトップレベルで維持している。

また、平成 25 年度において、小児稀少疾患である重症型オルニチントランスカルバミラーゼ (OTC) 欠損症患児に対して、生体肝移植ドナー手術の際に生じる余剰 肝から分離・凍結保存した肝細胞を使用した点で世界初の肝細胞移植を実施したこ

と、先天性横隔膜へルニアに対する胎児鏡下バルーン気管閉塞術を日本で初めて実施したことは高く評価する。

② 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供

患者満足度調査については、より患者・家族の声を反映できるよう調査対象者を拡大、調査票の配付枚数を倍増させて実施し集計等を行っている。また、調査結果を全職員に周知し業務の改善に努め、満足度の向上を図るようにしている。

小児がんセンター新規入院患者には全てソーシャルワーカーが面接して、社会資源等の案内を行い、その後も相談もしやすくなるように工夫している。

セカンドオピニオンは、中期目標期間中に平成 21 年度に比べ 5%以上増加させるとする中期計画に対し、平成 25 年度においては、総数 172 件で平成 21 年度と比較して 143 件増(493%増)となっており、中期計画を達成している。

退院支援チームが関与した退院困難なケース数を中期目標期間中に平成21年度に 比べ5%以上増加させるとする中期計画に対し、平成25年度においては、72件に関 与し、平成21年度と比較して52件増(260%増)となっており、中期計画を達成し ていることは評価する。

医療安全管理室の体制強化のため、平成25年度に専任の室長、看護師長等を配置した。医療安全管理委員会を毎月開催し、インシデント集計・分析報告をもとに対策の立案、規定やマニュアル等の見直しを行っている。加えて、ヒアリハットニュースの発行、医療安全パトロールの実施、研修の充実等を実施しており、医療安全対策の強化を図っている。

③ その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供

総合周産期センターとして分娩数は毎年増加し、平成25年度は年間2,142件であり、このうち約7割が多胎分娩、胎児異常等のハイリスク分娩である。

日本でも一、二を争う数の小児救急患者を毎年診療している。平成 25 年度においては、31,621名の救急患者を診療し、3,182台の救急車搬送を受け入れており、31,621名の来院患者の中で、"蘇生"および"緊急"とトリアージされた患者は合計で 5,156名(16.3%)、入院となった患者は 4,276名(13.5%)で、これらはいずれも小児救急医療として高い数字であり、緊急度、重症度の高い患者を受け入れている。

平成 25 年度においては、小児がんセンターを組織し、診療部門、研究部門、患者支援部門に機能分担し、病院、研究所が互いに協力して各診療科を横断的に統合した体制を目指し、小児医療の専門機能を結集した小児がん診療を行っており、厚生労働省から独立行政法人国立がん研究センターとともに小児がん中央機関に選定されたことは評価する。

(3) 人材育成に関する事項

成育医療研修会において、医師・看護師・診療放射線技師コースを実施しセンター外から研修を受け入れたほか、臨床研究に関するセミナーや成育臨床懇話会など、センター外も対象とするセミナー、講演を多数開催し、センター外の医療従事者等に向けた各種研修、講演会等を年20回以上開催とする中期計画を毎年達成していることは評価する。

平成 25 年度においては、センターが小児期医療・周産期医療での臨床研究において、中心的役割を果たすべく、カリフォルニア大学サンフランシスコ校とインターネット回線で結び、Designing Clinical Research の 7 回シリーズの教育コースを行った。

(4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項

小児炎症性腸疾患研究会の中心施設として、患者診療に留まらず、レジストリをはじめとする臨床研究での連携について都道府県を越えて推進している。炎症性腸疾患の子ども達のためのサマーキャンプも、センターが中心となり、首都圏全体から患者を募って実施した。

小児治験ネットワーク (加盟 32 施設 (平成 25 年度末日)、加盟施設の小児病床数は約5,500 病床) の中央事務局機能を担うとともに小児治験ネットワーク中央治験審査委員会事務局も担っている。平成 25 年度においては 12 回開催し、小児治験ネットワークを介した治験 (7 新規課題) の審査を実施したことは評価する。

胆道閉鎖症の早期発見を目的としてセンターが中心になり開発した便色カードを用い、 平成 24 年度から全国的にマス・スクリーニングが行われているが、平成 25 年度から 1 年間、中国北京市で 3 万人の新生児を対象とするパイロットスタディとして行うことが 決定した。

(5) 国への政策提言に関する事項、その他我が国の医療政策の推進等に関する事項

がん対策推進協議会に小児がん専門委員会が設置され、小児がん専門委員会の委員と して参画した結果、平成24年度からがん対策推進基本計画に、これまでほとんど触れら れていなかった小児がん対策が盛り込まれることになった。

iPS・ES 細胞の承認や治療に関する国の委員会に参画し専門的提言を行うなど、ヒトES 細胞を含むヒト幹細胞を用いる臨床研究に関して、平成 23 年度に行った改訂の提言が採用され、指針の改定につながった。

平成25年度においては、内閣府の少子化危機突破タスクフォース(第2期)の中心的な役割を果たし、これまでの議論と成果、今後取り組むべき課題と進むべき方向性(7課題)、今後に向けた提言(3提言)からなる『少子化危機突破タスクフォース(第2期)まとめ』を作成し少子化社会対策会議に提言したことは評価する。

(6) 効率的な業務運営に関する事項

① 効率的な業務運営体制

理事会、執行役員会議、企画戦略室等による運営を引き続き適切に実施することにより、ガバナンスの強化や研究・医療等の充実に資する事業計画策定及び的確かつ迅速な意思決定を行っていることは評価する。

適切かつ効率的なセンターの運営に資するため、引き続き特命事項を担う副院長 複数制を実施し、様々な事案に対し迅速な対応を図っている。

② 効率化による収支改善、電子化の推進

センターの特性や機能を考慮した運営方針に応じ、職員の適正配置を行う等により診療報酬上の上位基準取得等を図るとともに、人件費及び材料費等に係るコスト縮減に努めてきたところであり、平成22年度~25年度の期間において中期目標に掲げる経常収支に係る目標を達成している。今後も中期目標の期間全体において収支相償の目標を達成できるよう努められたい。

一般管理費の削減については、委託内容の見直しによる委託費の削減、消耗品等の費用削減など、経費の縮減、見直しを行い、平成25年度においては、平成21年度に比して20.8%(134百万円)節減を図り、中期計画の数値目標(中期目標期間の最終年度において平成21年度比15%以上)を上回っていることは評価する。

医業未収金については、定期的な督促業務を行うとともに、新規発生の防止という観点から、分娩入院の患者を対象とした事前の預かり金制度やクレジットカードによる支払いを引き続き行い、更なる未収金の新規発生の防止に努めた結果、平成25年度においては、医業未収金比率が0.043%となり、中期計画の数値目標を上回る低減ができている。

(7) 法令遵守等内部統制の適切な構築

内部監査を担当する監査室において、監事及び会計監査人と連携のうえ、内部監査計画に基づき監査を実施している。平成25年度は、外部資金による研究費等の経理に関する事項、契約に関する事項(競争契約の実施状況、随意契約の検討)、棚卸資産管理に関する事項、毒劇物の管理に関する事項などの監査を実施した。

監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会においては、競争性のない随意契約の 妥当性、一者応札・一者応募が続いた場合の競争性を確保するための改善方策の妥当性、 落札率が 100%となっている契約の予定価格設定に関する妥当性等について点検を実施 し、委員会審議の概要及びフォローアップ票については、ホームページにおいて公表し ていることは評価する。

(8) 予算、収支計画及び資金計画等

寄附については、ホームページ上で具体的な目的及び税制上の優遇措置等について案

内をし、その他の競争的資金についても職員に対する情報提供や手続きにかかる助言を 行う等、獲得に努めている。

研究・医療の高度化、経営面の改善、患者の療養環境の改善等のための整備については、自己資金等を活用し、借入金の元利償還を約定通り行うことにより、長期借入金の 残高を減少させたことは評価する。

(9) その他業務運営に関する事項

組織目標を効率的かつ効果的に達成するための人事評価制度について、人材育成という観点からも実施している。職員人事規程を整備し、医長職以上の管理職員については公募制を基本として採用委員会により優秀な人材の確保に努め、常勤職員の公募を行っている。

理事長及び理事により、各職場の一般職員等を対象にセンターが抱える問題点や解決 に向けての方策等について意見交換を行い、重要性や緊急性等を考慮したアクションプランを作成し、緊急性が高い項目については取り組みを開始していることは評価する。 独立行政法人国立成育医療研究センター

第一期中期計画期間 暫定評価シート

目 次

評価区分	第一期中期計画記載項目	頁
	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	1
評価シート 1	1. 研究・開発に関する事項	1
	(1)臨床を志向した研究・開発の推進	1
	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	_
評価シート 2	1. 研究・開発に関する事項	-
	(2)病院における研究・開発の推進	3
	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	_
評価シート	1. 研究・開発に関する事項	_
3	(3)担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	4
	担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進(別紙1)	4
	第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	_
評価シート 4	2. 医療の提供に関する事項	9
	(1)高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供	10
	第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置 	-
評価シート 5	2. 医療の提供に関する事項 	_
	(2)患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供	13
	第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置 	_
評価シート 6	2. 医療の提供に関する事項	_
	(3)その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供	16
評価シート	第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置 	-
7	3. 人材育成に関する事項	17
評価シート	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	_
8	4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	18

評価区分	第一期中期計画記載項目	頁
	第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	-
評価シート 9	5. 国への政策提言に関する事項	19
	6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	19
	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置	20
評価シート 10	1. 効率的な業務運営に関する事項	20
	(1)効率的な業務運営体制	20
	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置	-
評価シート	1. 効率的な業務運営に関する事項	-
11	(2)効率化による収支改善	21
	2. 電子化の推進	22
評価シート	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置	_
12	3. 法令遵守等内部統制の適切な構築	23
	第3 予算、収支計算書及び資金計画	24
	第4 短期借入金の限度額	24
評価シート	第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画	24
13	第6 剰余金の使途	24
	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	25
	1. 施設・設備整備に関する事項	25
	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	_
評価シート	2. 人事システムの最適化	26
14	3. 人事に関する方針	26
	4. その他の事項	27

市# 1日梅	th thr≑Limi	断宁亚在地里(亚氏29年度永~亚氏9-年度)の字簿和先	:	各事業年	度評価結	果	暫定評価期間
中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成22年度から平成25年度)の実績報告	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	の評価
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1. 研究・開発に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置 1. 研究・開発に関する事項センターは、臨床研究の企画、立案、実施及び支援が実施できる体制を整備するとともに、センター独自にあるいは関連施設とともに高度先駆的医療の開発及び標準的医療の確立に資する臨床研究を実施する。	 第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置 1. 研究・開発に関する事項 研究所と病院の連携を深めるために、臨床研究の企画・立案・実施、及び、支援を行う中核的組織を構築し、高度先駆的医療の開発及び標準的医療の確立に資するという観点から、平成25年11月1日に組織改変において社会・臨床研究センターを設立し、臨床試験・研究・開発・データマネジメント・知財等、特に臨床研究を支援する体制を充実させた。 					
(1) 臨床を志向した研究・開発の推進 高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立 のため、臨床を指向した研究を推進し、優れ た研究・開発成果を継続的に生み出していく ことが必要である。このため、センターにお いて以下の研究基盤強化に努めること。	(1)臨床を志向した研究・開発の推進	(1)臨床を志向した研究・開発の推進	A 4.00	S 4. 57	S 4. 60	S 4. 50	A 4. 41
① 研究所と病院等、センター内の連携強化	① 研究所と病院等、センター内の連携強化 基礎研究の成果を臨床での実用化につなげられるよう、また臨床現場での問題点の解明のための基礎研究が門に行えるよう、の研究所と病院との情報や意見交換の場を設ける等の連携強化を図るとともに相互の人的交流を進め、共同での臨床研究の実施を推進する。 これにより、研究所と病院が連携する会議等の開催数を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ20%以上増加させ、病院・研究所による新規共同研究を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ30%以上増加させる。	① 研究所と病院等、センター内の連携強化 平成22年度から研究所と病院との一層の交流を目指し、これまで不定期に開催されていた研究所部長によるレジデントのためのセミナーや研究ユニット単位の共同研究会議を定期的に実施している。 また、臨床研究中核病院として採択されたことを受け、平成25年11月には組織改編により、研究所に社会・臨床研究センターを設立し、研究所と病院のより一層の連携強化を図った。 平成25年度における研究所と病院が連携する会議の開催数は68回となり、平成21年度の52回を16回(31%)上回った。 病院・研究所による新規共同研究を推進するため、成育研究開発費申請にあたり病院と研究所(臨床研究センター)との共同研究を義務化した。その結果として、平成25年度に開始した病院・研究所による新規共同研究数は28件であり、平成21年度の22件に比して6件(27%)増加した。					
		【研究所と病院が連携するための会合等の共同開催数】					
		平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 対平成21年度増減 52 回 56 回 59 回 68 回 16 回 (31%増)					
		【病院・研究所による新規共同研究数】 平成21年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 対平成21年度増減					
		22 件 25 件 26 件 28 件 28 件 6 件 (27%增)					

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成22年度から平成25年度)の実績報告	4	各事業年	度評価結	果	暫定評価期間
			H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	の評価
② 「革新的医薬品・医療機器創出のための 5か年戦略」(平成19年4月26日内閣府・文部 科学省・厚生労働省・経済産業省)に基づ く、産官学が密接に連携して臨床研究・実用 化研究を進める「医療クラスター」の形成 等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施	ベンチャー企業等の産業界、大学等の研究 機関及び独立行政法人国立病院機構、小児専 門医療施設等の治験実施医療機関等との連携 を深め、「医療クラスター」の形成を目指す	② 産学官等との連携強化 1. 社会・臨床研究センターの知財・産学連携室に企業等の産業界、大学等の研究機関と、病院並びに研究所との連携を推進する役割を担わせた。また、共同研究審査委員会およびその事務局が中心となって共同研究契約書における成果の取り扱いに係る記述を確認する作業が定着した。このような活動を通じて研究者の意識改革が進み、共同研究実施の前提として共同研究契約締結が必要と認識するようになった。平成25年度の共同研究実施数(=共同研究契約締結数)は25件であり、平成21年度に比して56%増加した。					
等、国内がの産業が、研究機関及び冶験美施 医療機関等との連携	とともに、治験を含む臨床研究を推進するため、臨床研究センターを整備する。 これにより、企業及び他の研究機関との共同研究の実施数を中期目標の期間中に、平成21年度に比べ10%以上増加させる。	2. 平成25年5月9日、臨床研究中核病院整備事業(厚生労働省医政局)による臨床研究中核病院の指定を受けた。本事業は、総長の強力な指導力の下、 組織横断的に構築する支援体制を礎に、小児稀少難治性疾患に対して国内外の研究者によって見出された新たな治療法について、網羅的・系統的にその ニーズを吸い上げ、その臨床応用のための入口戦略を立て、適切かつ迅速に医師主導治験やICH-GCP準拠の臨床試験へつなぎ、出口までの支援を行うもの である。平成25年度の成果として以下の事業を開始した。					
		1) 小児治験ネットワークでの被験者候補検索システムの強化・拡大と臨床研究への活用:当センターは特定領域治験基盤整備事業(事業年度:平成23~25年度、厚生労働省医政局)に採択され、この公的助成を基に日本小児総合医療施設協議会加盟施設を中心に平成22年に設立された「小児治験ネットワーク」(加盟32施設(平成25年度末日)、加盟施設の小児病床数:約5,500病床)を構築した。この小児治験ネットワークを生かし、各施設の電子カルテ情報並びに問診情報を集約し治験候補患者(数)の迅速な把握を目的とした「被験者候補検索システム」を設計し導入に向けて準備を進めているところである。					
		2) 電子カルテにおける臨床研究データの保存(「真正性」「見読性」「保存性」の確保):電子カルテデータとしての「真正性」「見読性」「保存性」を確保すると同時に臨床研究等における診療録の直接閲覧の負担も軽減し、臨床研究データの信頼性を確保するための基盤を整備した。					
		3)小児固形がんなどの小児腫瘍に対する臨床試験のデータセンターとしての機能を充実させた結果、平成25年度は44件(うちセンター外は29件)の臨床試験のデータ管理支援を実施できた。					
		3. 医師主導治験やICH-GCP準拠の臨床試験を推進するために外部から社会・臨床研究センター長、同センター開発研究部長など4名を招へいした(平成 26年4月着任)。					
		【企業及び他の研究機関との共同研究実施数】					
		平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 対平成21年度増減					
		16 件 17 件 19 件 31 件 25 件 9 件 (56.3%增)					
③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備	③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備	③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備					
	戦略的に研究・開発(研究開発費を含む)を推進するため、研究・開発の企画及び評価のための体制の構築に努める。	出生コホート研究や希少難病疾患ゲノム研究など、当センターが担うべき研究課題を成育研究開発費として実施、内部評価委員会、外部評価委員会を開催、その採択・継続、配分金額の増減を決定してきた。平成25年度の審査より、当センターを含むナショナルセンターの共同事業であるところのバイオバンク事業との連携を視野に入れた評価を開始した。研究・開発の評価の見直しについて、従来のインパクトファクター(雑誌を評価するための指標)に加えて、個々の研究成果をより客観的に評価できる被引用回数を用いた研究評価方法について検討を続け、人事の参考としている。インハウス研究費の新たな評価体制を整備するとともに、研究の進捗状況を組織的にフォローするため、プログラムディレクター及びプログラムオフィサーを設置した。					
④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進	④ 知的財産の管理強化及び活用推進 センターにおける研究成果及び生物資源等	④ 知的財産の管理強化及び活用推進知的財産の権利化に繋がるシーズ探索、知的財産管理や契約行為等に関する相談支援機能強化を図るため、平成23年度から顧問弁理士に知財に関する					
	について、知的財産の権利化を図るための体制強化、維持の必要性を見直し、研究者に対する知的財産管理や契約行為等に関する相談支援機能の充実を図る等、効率的な維持管理を推進するとともに、積極的に発信・提供を行うことによって社会還元に努める。このため、センターとして職務発明委員会における審査件数を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ20%以上増加させる。	セミナーや個別相談を依頼している。平成25年度の審査件数は9件であった。なお、審査9件中新規申請は7件であった。なお、平成25年度に5件の特許が成立した。					
	1,74== 1,54: 13 = 1,715. <u>= 1</u> ,711 = 3	【職務発明委員会における審査件数】					
		平成21年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 対平成21年度増減					
		7 件 8 件 18 件 16 件 9 件 2 件 (29%増)					
				Ī	1	1	I

rh thi El tim	中期計画	期計画 斯宁郭研期(平成22年度から平成25年度)の実績報告		果	暫定評価期		
中期目標 (2)病院における研究・開発の推進	甲期計画 (2)病院における研究・開発の推進	暫定評価期間(平成22年度から平成25年度)の実績報告 (2)病院における研究・開発の推進	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	の評価
整備に努めること。 QOLの向上につながる臨床研究及び治験等 推進するため、センターで実施される治験	① 臨床研究機能の強化 センターにおいて、治療成績及び患者の QOLの向上につながる臨床研究及び治験等を 推進するため、センターで実施される治験を 含む臨床研究に対する薬事・規制要件の専門	① 臨床研究機能の強化 規制当局審査経験者、実地調査経験者、臨床研究方法論の教育を受けた医師、CRCをメンバーとし、医師主導治験等の臨床研究支援を実施した。平成25 年度、臨床試験推進室を中心としたチームにおいては、新規医師主導治験1課題のIRB申請を終了し、他に2課題の実施支援準備を行った。また、計画・立 案段階から支援している医師主導治験2課題(4プロトコル、主任研究者は他施設所属)のうち、1課題については、製薬企業により承認申請が行われ、さ らのその主な成果がLancet誌にアクセプトされた。 臨床研究について、臨床試験推進室では、平成25年度は臨床研究の計画・立案支援を12件(1件の主任研究者は他施設所属、平成24年度からの継続2件 を含む、平成24年度7件)実施した。平成24年度から継続して支援している2件は先進医療制度を念頭においた新規臨床試験で、医薬品戦略相談資料作 成、先進医療申請資料作成を支援した。またCRCによる臨床研究の実施支援を17件(平成24年度からの継続10件を含む、平成24年度10件)実施した。 平成25年度の実施治験数(製造販売後臨床試験も含む)は、26件(平成24年度18件)であった。平成25年度の新規治験15件における治験申請から症例 登録(First patient in)までの期間は、平均143日(最短42日、最長335日)であった。期間の長い治験に関してはポスター掲示、リーフレット配付等 を行い、症例登録促進に取り組んでいる。 臨床研究中核病院として採択されたことを受け、平成25年11月には組織改編により、研究所に社会・臨床研究センターを設立し、新規部門の部室長等 を招聘した(平成26年4月着任)。		A 3.85	A 3.80	A 4.00	A 3. 91
	【社会・臨床研究センターが支援する臨床研究数】 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 計画・立案支援件数 3 件 12 件 11 件 7 件 12 件 実施支援件数 3 件 5 件 10 件 10 件 17 件						
	② 倫理性・透明性の確保 臨床研究における倫理性・透明性を確保する観点から、倫理審査委員会等を適正に運営し、その情報を公開する。 この推進に当たり、倫理委員会及びIRBにおける審査した研究に関する情報を年12回以上更新する。 また、センター職員の研究倫理に関する知識の向上を図るとともに、センターで実施している治験を含む臨床研究について適切に情報開示し、さらに、臨床研究の実施に当たっては、患者及び家族に対して十分な説明を行う。	こおける倫理性・透明性を確保す 倫理審査委員会等を適正に運営 最を公開する。 当たり、倫理委員会及びIRBにおっている。 当たり、倫理委員会及びIRBにおっている。 一研究に関する情報を年12回以上 「ター職員の研究倫理に関する知」 「ター職員の研究倫理に関する知」 「あとともに、センターで実施した。 「おしている。」「おいては、倫理委員会及びIRBにおいて審査した研究内容や審査結果等については、議事要旨をホームページ上で開示している。 「おい、記載が適当でない場合は、当該臨床研究に対する患者及び家族からの問い合わせ先の記載や研究結果公表に関する記載がされているかを確認の上審査を行い、記載が適当でない場合は、研究計画や説明資料等を修正させている。 「また、当センターは小児治験ネットワーク(32施設加盟)の中央事務局機能を担うとともに小児治験ネットワーク中央治験審査委員会事務局業務も履行している。平成25年度においては12回開催し、小児治験ネットワークを介した治験(7新規課題)の審査を実施した。	-				
		平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 更新回数(倫理委員会) 14 回 14 回 12 回 17 回 更新回数(IRB) 10 回 7 回 10 回 10 回 合計 24 回 21 回 22 回 27 回					

中期目標	中期計画	************************************	1	各事業年 原	变評価結 身	果	暫定評価期間
			H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	の評価
(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 これら研究基盤の強化により、詳細を別細に示した研究・開発を着実に推進すること。	点的な研究・開発の推進	(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 成育医療分野において、大学や企業等と相互の強みを活かしながら有機的な連携により独創的な研究を展開するほか、成育医療に資する研究目標を定め、研究を推進する。 具体的な事項については、別紙1に記述する。	S 5. 00	S 4. 71	A 4. 40	S 4. 83	S 4. 73
担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進(別紙) 1. 重点的な研究・開発戦略の考え方 少子化が急激に進むなか、次世代を担う、そともとその家族の健康は国民的の課題であり。 こうした状況の難に生となり、一位であり、こうした状況の難に生きする。 の疾患であって、児童が治療を必に特に生する。 の疾患であって、児童が治療を必じに対けらの疾患・治を含して、がので、心臓をという。 のの疾患に対する一つの、以下下(性疾患、稀医療を必め、は、研究の所とない、のとも、センターは、研究所を療味水のに対して、のため、センターは、研究所を療機関、る創まという。 る諸間題を一つっため、センター、研究所を療機関、る別の工作が必要を関いるの工作が必要を関いるのが、ととの主持の一クバームの形が、との連携を基本としの連携を基本としの連携を基本としままながののでいた。 本を図り、次での関系をも、中期計画によいなど、中期計画によいと、その実施にあたらるさいで、中期計画になるその水準を明確化及び具体化すること。 と活けない。 本の発成果に係るべきが、中期計画にないとが、地で、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、は	急激な少子化の進行の中で、次世代を担う子供と家族の健康の確保に関する研究を推進することが、センターに期待されている使命で、受精・妊娠に始まって、胎児期、新生児期、小児期を経て次世代をよって、胎児期、成立がれたライフルに生じる疾患、するのながれたライフルに生じる疾患、治療形に予防法の開発を目指すといる。 ま文学研究等による日本人のエビデンスを関係を図る。 また、を関係ののようによるので、との変に、といるのなが、成音には、一次ののでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、といるのでは、といるのでは、といる。 また、ないのでは、というのには、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	祖当領域の特性を開まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進(別紙) 1. 重点的な研究・開発戦略の考え方 取込みは経験が発生となった。 (株式のは経験が発生となった。) できない。 (株式のは経験が発生となった。) できない。 (株式のは大きないた) できない。 (株式のようないた) できないた) できない。 (株式のようないた) できないた) できないため、 (まないた) できないた) できないた) できないため、 (まないた) できないため、 (まないた) できないため、 (まないため、 (まないた) できないため、 (まないため、 (まないた) できないため、 (まないため、 (まないないため、 (まないため、 (まない					

计批口 描	市物制 研	版立11 政伝八国立成 医療切力 ピング 一貫 足計	1	各事業年	要評価結 場	₽.	<u></u> 暫定評価期間
中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成22年度から平成25年度)の実績報告	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	の評価
2. 具体的方針 (1)疾病に着目した研究 ① 成育疾患の本態解明 科学技術のイノベーションを常に取り入れ、分子・細胞から個体に至るものまでを研究対象にすることにより、成育医療に係る疾患のメカニズムを解明し、予防・診断・治療への応用の糸口となる研究を推進する。	(1)疾病に着目した研究 ① 疾患の本態解明 成育疾患、特に先天性免疫不全症、先天代 謝異常症等の希少疾患について、最新の技術 による予防・診断・治療法の開発に向けた、	(1) 疾病に着目した研究 ① 成育疾患の本態解明 成育疾患の本態解明 成育疾患の本態解明 成育疾患の表情に対な。平成25年度に新型シーケンサーを用いてエクソーム(全遺伝子部分)を解析した試料は約600例で、新型シーケンサーを用いて研究を実施している。平成25年度に新型シーケンサーを用いてエクソーム(全遺伝子部分)を解析した試料は約600例で、新型シーケンサーを関の2011年11月からの通算では合計約1,300例を解析した。2013年は性腺刺激ホルモンケ乏症でFGFS遺伝子に新たなフレームシフト交異を同定し(Suzuki E., et al. Horm Res Paediatr. 2013)、遺伝性女性化乳房症(アロマターゼ過刺症)の病因遺伝子CFP194の構造変異による発現異常の同定(Fukami M., et al. J Clin Endocrinol Metab. 2013)、皮因不明先天性皮膚角化症の新規病因遺伝子SEPP1NB7の同定(Kubo A., et al. Am J Hum Genet. 2013)に成功し、その成果を発表した。また、不好・不育・胎児死亡の原空の表現、受験・着床メカエズムの解明に向けて、とトの胎児及び胎盤の発生分化に重要な役割を担っていると推測されているインプリンティング遺伝子の解析を行った。Long non coding RNAであるGPRIASを独自に同定し、さらに詳細な解析を行うために、モデル生物のオルソログ遺伝子が見を引っている。1013 に成成まな人りよう血の解明(Nagasaki K. et al. Am J Mud Genet. 2013) に成策を求べクトラムの解明(Nagasaki K. et al. Am J Hum 上まかまで表現した。1784組別から神経系細胞を分化させ、先天性ヒトサイトメガロウイルス(HCMV)感染症における神経障害のモデルシステムを作成した。このシステムを用いた実験で、HCMVがミトコンドリア障害と小胞体ストレスを介して神経幹細胞にアポトーシスを誘導することを示した(Nakamura et al, Herpesviridae 2013)。また、機能が不明であったHCMV遺伝子ULIS6がコードする種類の蛋白質を初めて同定し、それらが異なる開始コドンから翻訳されて生じ、ゴルジ体周辺に局在することを示した(Lial et al. Virus Res 2013)。 IgE非依存性の食物誘発性消化管アレルギー(新生児乳児消化管アレルギー)は、2000年以降、我国で報告数が急増しており、その10%は重大な合併症を起こすことから、疾患概念の構築が急務である。当センターにて、これまでに160名の患者の診断治療を行い、J Allergy Clin Immunol (IF-12) 掲載記論文(2011, 2013) などで発表してきたが、平成25年度において厚生労働省難治性疾患研究班を組織していると断さから関係である。当センターにて、これまでに160名の患者の診断治療を行い、J Allergy Clin Immunol (IF-12) 掲載記論文(2011, 2013) などで発表してきたが、平成25年度において厚生労働省難治性疾患研究班を組織しており、その10%は重大な合併症を起こすことから、疾患を受け、大きに関与するネットワークと、TLR2やNFkBを中心とした炎症な答に関与するネットワークと、TLR2やNFkBを中心とした炎症な答に関与するネットワークと、TLR2やNFkBを中心とした炎症な答案となどの表現などの発見されている。					
② 成育疾患の実態把握 我が国の成育疾患の罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移の把握、疫学研究に よるリスク・予防要因の究明等、成育疾患の 実態把握に資する研究を推進する。	② 成育疾患の実態把握 我が国の成育疾患について、その原因、危険因子などの探索に資するため、それらの疾患の罹患、転帰等の実態を把握する疫学研究を推進する。具体的には、胎児期から長期にわたる児の追跡調査を実施し、子供の心身の発達や罹患等に影響を与える要因の解明を目指す。また基礎研究を組み合わせることにより、病態やメカニズムを明らかにし、その予防法や治療法の開発に努める。	ホート研究である。毎年収集するアンケート調査の他に5歳児とその母親を対象に健診と採血を行った。追跡年齢は7歳から9歳に達し、62.3%(987名)と					

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成22年度から平成25年度)の実績報告	:	各事業	業年度詞	平価結身	Ę	暫定評価期間
	, , , , , ,		H 2 2	H	2 3 I	$H2\overline{4}$	H 2 5	の評価
③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進 成育疾患に対する高度先駆的な予防、診断、治療法の開発に資する研究を推進する。 また、既存の予防、診断、治療法に対する 多施設共同研究等による有効性の比較等、標準的予防、診断、治療法の確立に資する研究 を推進する。 また、高度先駆的な予防・診断・治療法の開発の基盤となる、バイオリソースや臨床情報の収集及びその解析を推進する。	③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進 成育疾患の迅速かつ正確な診断に関する研究・開発や、安全かつ効果的な遺伝子・細胞治療で、関発を目指す。成育疾患の原因究明に加え、環境因子や栄養状態の影響も別別ので、発達に与らるの思いので、発達に対する既存の治療法について、大多施設共同研究等を実施の確立を推進する。本は、大学を検証し、標準的治療法にや臓器との免疫不全状態等に関する新規の診断法の開発を推進する。また、各種の先天性疾患や小児がんその他の研究に対し、必要な生体試料や臨床情報を収集し、必要な生体試研究開発への有効活用を図る。	(慢性肉芽腫症) 慢性肉芽腫症に対する造血幹細胞を標的とした遺伝子治療臨床研究については、平成18年度より準備を進めてきたが、厚生労働大臣の承認(平成24年6月14日)の後、厚生科学審議会科学技術部会の疑義限会(平成24年10月18日)を経て、約1年をかけ全国に向けての被検者募集(UMIN8235)を行った。その結果、26歳の男性患者への遺伝子治療定が、当センターの遺伝子治療臨床研究適応・評価判定委員会(平成26年3月28日)において承認され、造血幹細胞遺伝子治療の実施準備の段階に入った。また、他の疾患を対象とする遺伝子治療に関しては「革新的医薬品・医療機器・再生医療製品実用化促進事業」や「成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業」などの研究助成金を獲得し、ウィスコット・アルドリッチ症候群など疾患に対する遺伝子治療を医師主導治験として計画した。 (小児急性リンパ芽球性白血病) 小児急性リンパ芽球性白血病の治療抵抗性亜型の原因遺伝子としてチロシンキナーゼ関連の新規融合遺伝子ATF71P-PDGFRBを同定し、治療への礎とした(Br J Haematol, 2014)。 (無心体双胎に対するラジオ波凝固術) 無心体双胎に対するラジオ波凝固術に、今までに当センターで34例施行した。治療成績を解析して先進医療への申請準備を行った。昨年度は先天性横隔膜へルニアなどの重症肺疾患15例にNo吸入療法を施行した。 (小児腎疾患) 小児腎疾患の関連では、平成25年度は、先進医療Bによる臨床試験を目指して次の2臨床試験のプロトコールの固定、倫理委員会申請、医薬品医療機器総裁機構との事前面談を行った。 (ア) リツキシマブ治療併用下でのミコフェノール酸モフェチル (MMF) の多施設共同二重盲検ブラセボ対用シンダム化比較試験、対用ランダム化比較試験。 (4) 小児離治性ステロイド抵抗性ネフローゼ症候群を対象としたリツキシマブ+ステロイドパルス療法の多施設共同単群臨床試験。 (重症型オルニチントランスカルバミラーゼ (OTC) 欠損症別・小児婚少疾患である重症型オルニチントランスカルバミラーゼ (OTC) 欠損症患児に対して、生体肝移植ドナー手術の際に生じる余剰肝から分離・凍結保存した肝細胞を使用した点で世界初の肝細胞移植を実施した。未熟児網膜症の早期硝子体手術を新規に開発し、重症例を含めて高率の治療成績を得た。疾患iPS細胞の解析によって、難治性疾患の病態を明らかにした。						
② 医薬品及び医療機器の開発の推進 「新成長戦略(基本方針) (平成21年12月 30日閣議決定)」においては、ライフ・・革新的な民族大国戦略といて、第9十七年、第1年、20年代、20年代、20年代、20年代、20年代、20年代、20年代、20年	② 医薬品及び医療機器の開発の推進 成育医療にかかる研究の成果を新しい診断・治療技術の開発につなげるための研究を推進する。すなわち、成育疾患に係る網羅的遺伝子構造・発現解析や網羅的蛋白育解析により、創薬標的候補分子の探索を行う。成適応拡大ならびに外国では未承認の性が検証されているが国内では未承認の保護に対しては、安全性が検証されて治験をはじめとする臨床研究を推進する。 このため、中期目標の期間中に平成21年度に比し、臨床研究実施件数(倫理委員会に工承認された研究をいう。)の実施件数の合計数の5%以上の増加を図る。	 ② 医薬品及び医療機器の開発の推進 臨床研究の倫理に関する研修会を定期的に開催することにより、医師・研究者が積極的に倫理審査委員会に申請を行い、臨床研究を実施している。平成25年度の臨床研究実施件数は199件(倫理委員会承認件数173件、治験審査委員会承認件数26件)で、平成24年度(158件)に比し、41件(25.9 %)の増加となった。 【臨床研究実施件数及び治験実施件数】						

H ## 🗆 ##	竹钳≇↓ਜ਼;	新守弘圧40mm(立むのの仕事がでは中ので在年)を存储者を	1	各事業	業年度 詞	评価結果	₽.	暫定評価期間
中期目標 (2) 均てん化に着目した研究 ① 医療の均てん化手法の開発の推進 関係学会等との連携を図り、臨床評価指標 の開発並びに診断・治療ガイドライン等の作 成及び普及に寄与する研究を推進する。 成育医療を担う高度かつ専門的な技術を持 つ人材育成を図るため、系統だった教育・研 修方法の開発を推進する。	中期計画 (2) 均でん化に着目した研究 ① 医療の均でん化手法の開発の推進 成育医療に関する医療の質を評価する信頼 性・妥当性のある指標の開発を行う。 診断・治療ガイドラインの作成及び地域の医療機関において広く使用されるための方法論の確立等に必要な研究を推進し、先進医療・高度医療について中期目標の期間中に3件申請を目指す。 次世代の成育医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、人材育成教育ツールの開発を含め、系統だった教	暫定評価期間(平成22年度から平成25年度)の実績報告 (2) 均てん化に着目した研究 ① 医療の均てん化手法の開発の推進 成育医療の均てん化に必要な診療・治療のガイドラインについて、学会と協力し当センターが中心的な役割を果たしつつ、小児診療部門において実用 性の高いガイドラインを複数作成した。平成25年度の例としては、「血友病の止血ガイドライン」、「性分化疾患対応の手引き」、「溶血性尿毒症症候 群の診断・治療ガイドライン」、「小児特発性ネフローゼ症候群診療ガイドライン2013」、「小児インフルエンザ重症呼吸不全に対する診療戦略」がある。 周産期医療の均てん化を推進するために、産科実践ガイドの大幅な改訂を行った。 感染対策の均てん化を指進するために、産科実践ガイドの大幅な改訂を行った。 感染対策の均てん化を目指し、全職員を対象とした研修を年に2回実施した。それぞれ初回は講義形式で行ったが、未受講者に対してはeラーニングによる受講を義務付けた。講義内容をイントラネット上に掲載し確認テストを実施し正解率100%をもって受講資格とした。最終的な受講率は98%以上に達した。また、「医療安全ポケットマニュアル」第2版の改定を行った。	H 2 2					の評価
② 情報発信手法の開発 成育医療に関する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、医療従事者及び患者・国民への啓発手法の研究を推進する。 ② 情報発信手法の開発 成育医療に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質め、広く国内外の知見を収集が、一ジ等を通じて、国民向に最新の診断・治療情報等の研究を実施する。 ア 患者・家族・国民を対患及び成育医療の情報発信推進 患者・家族・国民の成業に対する理解を支援する。	成育医療に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、広く国内外の知見を収集評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行うため	② 情報発信手法の開発						
	ア 患者・家族・国民を対象とした成育疾 患及び成育医療の情報発信のための研究の	ア 患者・家族・国民を対象とした成育疾患及び成育医療の情報発信のための研究の推進						
	患者・家族・国民の成育疾患及び成育医療に対する理解を支援するために、必要な情報やその発信方法について、研究すると	広報戦略部門に専任者を配置し、従来より詳しいWebサイト全体のアクセス解析をおこなった。これをもとに英語版も含めたWebサイト刷新のための骨子を完成、次年度に具体的な刷新が行える準備を整えた。 当センターの各部門の取組みを総合的に照会するパンフレット(日本語、英語併記版)を作成した。 テレビ会議システムについては、センター内の複数の部門で定期的な運用が行なわれており、成育疾患に関する情報発信に役立っている。 メールマガジンは平成25年度には5本配信し、配信先は491件、すこやかジャーナルは5本配信し、配信先は1,862件であった。 PR						
	イ 科学的根拠に基づく政策提言の実施に 資する研究の推進 科学的根拠に基づく政策提言の在り方、 手法について検討する。 さらに、成育医療の適正化のための医療経 済学的研究推進により、不採算部門となっ ている小児・産科医療費の適正化に資する 政策提言について検討する。	イ 科学的根拠に基づく政策提言の実施に資する研究の推進 日本小児総合医療施設協議会(JACHRI 小型な5年度加盟施設数31)を代表して、平成26年度診療報酬改定要望書を作成し、厚生労働省保険局医療課に提出した。その中では、JACHRI 加盟施設における小児特定集中治療室(PICU)の実態調査をもとに新たな施設要件を提案し、その内容が実際の改定に展映された。また、小児在宅医療における200床以上の病院の関与の必要性についても要望書に盛り込んだが、26年度改定でそれが評価された。また、当センターにおける虐待への対応の経験から、中核的な医療機関として備えるべき体制について検討し、平成26年度診療報酬改定に向けて新たに提案した。 胆道閉鎖症の早期発見を目的として当センターが中心になり開発した便色カードを用いて平成24年4月から全国的にマス・スクリーニンが行われているが、平成25年10月1日より1年間、中国北京市で3万人の新生児を対象とするグネリー・スタディとして行うことが決定した。小児慢性特定疾患治療研究事業における登録データならびに関連行政データを用いて、小児の慢性疾患者の発症類度や治療予後、医療費負担等について解析を行い、これら疫学データに基づいたより公正公平な対象疾患および対象基準等の見直しに係る政策提言を行ない、児童福祉法の一部を改正する法案の作成に貢献した。 新生児マススクリーニング(先天性代謝異常等検査事業)を担当している全国の約40スクリーニング検査施設に対する唯一の外部精度管理施設として、従来の6対象疾患に加え、25年度にはタンデムマス・スクリーニングで対象となる16疾患に対する外部精度管理システムを確立した。当院教参センターを受診した小児の外傷症例のうち、予防可能と考えられた事故データを医療機関ネットワーク事業の「こどもの傷害予防のための調査要」として消費者庁と国民生活センターに、約3000件情報提供した。これらデータより、リスクのある商品のデザインが改善された。当センターの研究等による、乳幼児揺さ振られ症候群予防効果が認められ、平成24年度に厚生労働省で予防のためのDVDが、当センター職員協力のもと作成された。その効果判定を当センターで行っている。						

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成22年度から平成25年度)の実績報告		果	暫定評価期間		
丁794日7家			H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	の評価
	ウ 成育医療に係る各種相談事業などの展開推進 妊娠と薬情報センター、不妊・不育外来、遺伝外来、女性総合外来などの特殊外来および相談窓口の設置と展開による双方向性コミュニケーションの確立について検討する。	 ウ 成育医療に係る各種相談事業などの展開推業 1. 終齢と設備権とソクー・ 中型の対象での相談場所の時間は、構成力法などに関する相話の附い合わせが3、488件、相談に対する医師・素預剤による国際には、697件であった。 中型にお与からを構造した別が払いてきる電話による問題には、157件であり、制能性の制度の向上につなかったと考えられた。 中型におりたりでは日本観光的などというと登場事業が必要であるため、これまで行ってきた材べドで分類。「1980年の利力とようを対している場合となるとの人」をおりた表であった。 ・ 受性を経過的容易については利能が何が少ないかと登場事業が必要であるため、これまで行ってきた材べドで分類。「1980年の子)では、1980年の時間については利能が何からないというと思いました。 ・ では、1980年の時間については利能が何が少ないかと登場事業が必要とあるため、これまで行ってきた材べドで分類。「1980年の子)では、1980年の時間についても同じまりました。 ・ では、1980年の時間についても関連した。「1980年の主じました」では、1980年の時間では、1980年の時間では、1980年の時間に対している場合とした。 ・ では、1980年の時間について検討した。 ・ 実施がからから必要が必要を持つた。これまな対しております。 ・ はいるよう形式書ものが見にないと、中心のものものを持ちました。これまな対してはないます。 ・ はいるは、1980年の時間について検討した。 ・ 実施がある場合のでは、1980年のでは、大きないまないでは、1980年の年間をいるとから対してはないます。 ・ はいるは、1980年の中間にないと検討した。 ・ またいまとは、1980年の時間にはないます。 ・ はいるようないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまな					

	计期 引型	動学製品出現(立み29年度から立み25年度)の実体報告		各事業年	度評価約	5果	暫定評価期間
			H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	7 → → →
中期目標 2. 医療の提供に関する事項 我が国における成育医療の中核的な医療機関として、「子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)」に定める「妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会」の構築を目打し、	成育医療においては、人が受精・妊娠に始まって、胎児、新生児、乳児、幼児、学童、思春期、成人に成長・発達し、次の世代をはぐく	的な診断・治療法の確立と均てん化を目指した医療を提供した。具体的成果については、下記個別事項に記載する。 なお、平成25年度に新たに開始した事業として、小児がんに対するチーム診療を推進するために関連各科をまとめて「小児がんセンター」を発足させた。 国から小児がん拠点病院として指定された(さらに全国15の小児がん拠点病院の中央機関にも指定された。)ことと、退院後も高度な医療を在宅で継続する患者の増加に対応するために在宅診療科および在宅医療推進室を設置した。 平成25年度においては、国から小児等在宅医療連携拠点事業の評価を委託され、同事業の進捗管理を行うとともに取組み状況等を報告書としてとりまとめた。	H 2 2	_	_		7 → → →

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成22年度から平成25年度)の実績報告	2	果	暫定評価期間		
.1.221日,122			H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	の評価
国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供 を行うこと。	の提供 外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供 ① 高度先駆的な医療の提供	(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供 ① 高度先駆的な医療の提供 (小児の臓器移植医療) 平成25年度は、肝移植33例(生体肝移植32例、脳死肝移植1例)、腎移植1例を実施した。生存率は100%で生体ドナーに合併症を認めなかった。単一施設での小児生体肝移植症例数は世界最多であった。脳死分割肝移植8例実施しており、国内外で小児臓器移植の拠点病院として広く認知されている。8月	S 4. 50	S 4. 57	S 5.00	S 5. 00	S 4. 76
		10日には世界初となる生体肝移植ドナーの余剰肝を用いた肝細胞移植の臨床症例に成功した。また、12月19日には腹腔鏡下生体肝移植ドナー手術に成功した。成育疾患における高度先駆的な医療を提供できた。 (胎児治療) 平成25年度は、双胎間輪血症候群に対するレーザー手術60例、胎児胸水に対するシャント術10例、無心体双胎に対するラジオ波凝固術6例、胎児頼脈性不整脈に対する経胎盤抗不整脈薬投与2例を施行した。日本では最多の施行数であり、胎児治療の臨床応用を推進した。また先天性横隔膜へルニアに対する胎児鏡下バルーン気管開塞術を3月に日本で初めて施行し、重症な先天性横隔膜へルニアの新たな治療戦略を開拓した。また先天性機隔膜へルニアに対する胎児鏡下バルーン気管開塞術を3月に日本で初めて施行し、重症な先天性機隔膜へルニアの新たな治療戦略を開拓した。また胎児診断に関しては、母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査(NIPT)を遺伝のカウンセリングの下に942例施行し、新しい検査の適正な使用に貢献をした。 (母性医療) 当センターで肝移植した患者としては初めての出産を母性内科と産科との協働で成功したほかに、バーター症候群や先天性下垂体機能不全症を有する患者の出産に成功した。また、これまで実績のある重症抗リン脂質抗体症候群合併妊娠に対する大量ガンマグロブリン液法や全身性エリテマトーデス合態年の出産に成功した。また、これまで実績のある重症抗リン脂質抗体症候群合併妊娠に対する大量ガンマグロブリン液法や全身性エリテマトーデス合体妊娠に対する免疫抑制剤併用療法等に下良好な妊娠患を得た。 56に、バセドの治性療に対する大量ガンニーによる胎児甲状腺機能評価法を我が国で初めて確立し、平成25年度においては、院外からの評価依頼を含め約30例に施行し、母児ともに良好な妊娠転帰を得た。 (川崎病難治症例に対する治療) 当院では、ガンマグロブリン治療に反応しない川崎病症例に対してインフリキシマブ投与および血漿交換を行ってきたが、平成25年度まで、それぞれ、合計38例おより10例となった。解熱効果は約8割で効果を確認できている。効果の無かった患者でも再度の大量免疫グロブリン療法などで寛解しており、中等度以上の冠動脈瘤合併症はなかった。当センター研究所の免疫・アレルギー研究部と連携し、血中サイトカインの動態を指標にこれらの治療法を消息が強尿を見極め、標準的な治療の確立を目指している。 (体外補助循環による劇症型心筋炎に対する治療のを直指している。外国からはECMの施行例がECMの未施行例より長期予し発症を使用した症例数はこの10年間で合計23例となり、治療成績は回復17例、重度後遺症例、死亡5例であった。外国からほECMの施行例がECMの未施行例より長期を変に対する心臓血管外科治療は、外科治療の技術形成の技術だけではなく、診断能力はもとより麻酔管理、NICUによる術前術後の全身管理といったり重痛な新生児に対する心臓血管外科治療は、外科治療の技術形成の生物に対する心臓血管外科手術は、可能な施設が限られていたして、診断を開いまれていたりの、対域に関する地臓を呼吸が関するいたり、発生を使用を使用した症候が関する関症に対していたり、効は関すな妊娠が関生の対域に関する、対域に関する対域に対していたりが、対域に関する対域に関する対域を通過を使用していたりに対していたりに関するといたりに対していたりに対していていたりに対していたりに対していたりに対していたりに対していたりに対していたりに対していたりに対している場合は対域に対していたりに対しないませんのある。					
		る。平成25年度は、体重1,000g未満の超低出生体重児に対する動脈管結紮術を3例施行し、体重1,500g未満の極低出生体重児の大動脈縮窄症に対する修復 術を1例施行し、4例全例が生存している。平成25年度も、このような低出生体重児に対する心臓血管外科手術と術前術後管理を当院で行い、循環動態の 安定化後早期に紹介元のNICUへ戻すことを行い、他施設と連携したモデル的な医療体制を提供してきた。 (免疫不全症に対する治療) 平成25年度は、慢性肉芽腫症における肉芽腫形成へのサリドマイド療法を1例に、アデノシン・デアミナーゼ欠損症に対するPEG-ADAの酵素補充療法を1例に、メンデル遺伝型マイコバクテリア易感染症(MSMD)に対する大量インターフェロンガンマ治療を1例に実施した。 (ライソゾーム病に対する酵素補充療法) 当センターでは、現在国内で酵素製剤が承認されているライソゾーム病6疾患(ゴーシェ病、ファブリ病、ポンペ病、ムコ多糖症 I 型、II 型、VI型)すべての患者に対する酵素補充療法を実施している。さらに、ムコ多糖症IVA型を対象とした酵素補充療法の国際共同治験に国内で参加している唯一の医療機関である。平成25年度は、毎週15-20名程度の酵素補充療法を実施し、年間30-40名程度のライソゾーム病の新規診断や定期フォローアップを行っており、ライソゾーム病の診療・研究において我が国の中心的存在となっている。 (ライソゾーム病の迅速診断)					
		酵素補充療法の効果を最大限に引き出すためには、早期診断による早期治療が必要である。これを実現するために、ポンペ病、ムコ多糖症、ファブリー病、ニーマンピック病C型や副腎白質ジストロフィーなどの治療が可能なライソゾーム病等を対象とした乾燥ろ紙血液検体を用いた迅速診断法を開発している。このうちポンペ病は、当センターで出生した新生児を対象とした新生児マススクリーニングを開始し、平成25年度には当センターで出生した新生児の約75%がスクリーニング検査を受けている。他の疾患についても次年度以降に実施する予定である。 (痙性麻痺、神経難病に対する治療) 脳性麻痺など種々の原因に起因する痙性麻痺は、患児のQOLを著しく低下させ、介護者の負担を増やす重篤な病態である。埋め込み型ポンプを用いたバクロフェン髄腔内投与療法は、痙性麻痺に対する画期的な治療法であるが、神経外科的な技術に加えて、麻酔/集中治療管理の難しさ、リハビリの必要性から実施可能な施設は少ない。平成25年度は、重度痙性四肢麻痺患者9例に施行した。磁気刺激を用いた大脳半球間抑制の解析からジストニア治療薬の選択(CZP,バクロフェン)をするという医療を15例で、アフィニトールによる結節性硬化症(脳腫瘍、腎腫瘍)治療を2例、スティリペントールによる重症乳児ミオクローヌスてんかんの治療を2例で行った。					
	(炎症性腸疾患に対する診療) 炎症性腸疾患をはじめ、小腸病変の存在が疑われる小児患者に対するカプセル内視鏡検査を積極的に行っている。過去3年間で58件、特に、この1年間で32件で施行した。カプセル内視鏡は従来の内視鏡に比べて低侵襲で、小児患者に適している。また、カプセル実施にあたって腸管の開通性を評価するためのパテンシーカプセルや、嚥下不可の若年患者におけるカプセルデリバリーのためのアドバンスも積極的に導入し、小児患者への適応拡大につながる知見を得た。 幼児を含む難治性の小児炎症性腸疾患患者に対する生物学的製剤(インフリキシマブ、アダリムマブ)の導入も積極的に行い、現在、1歳児を含む20名以上の患者に定期投与を続けている。小児への適応拡大にむけて、治験への協力も行っている。						

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成22年度から平成25年度)の実績報告		T	度評価結	1	暫定評価期間
T 均 口 伝	下朔 川 四		H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	の評価
		(難治性腎疾患に対する治療) 平成25年度は、難治性ネフローゼ症候群に対するリツキシマブ療法の臨床試験を45例で施行し、良好な結果を得ている。					
		(先天性奇形症候群の遺伝子解析)					
		従来の染色体検査、Sanger法に併せて、アレイCGH法, MLPA法、次世代シーケンサー等の最新の遺伝子解析技術を用いて、原因不明の先天奇形症候群に 加えて遺伝性疾患の原因検索を計138例の解析を行った。また、遺伝学的検査の実施前後に、臨床遺伝専門医による遺伝カウンセリングを実施し、確定診					
		断後は疾患の自然歴、合併症、次子再発率などの適切な遺伝情報の提供を行った。 平成25年度、特筆すべきこととして、ヒト既知疾患原因遺伝子約5000個を同時に解析する遺伝子診断系を構築し、結果解析するためのソフトウェア環					
		境を整備した。これらには、代表的な成育疾患の原因遺伝子はすべて含まれていることから、単に先天奇形症候群の遺伝子解析に止まらず、成育疾患全					
		般の診療に有用な解析系となった。					
		(先天性難聴・難治性気道狭窄に対する治療診断)現在、臍帯による先天性サイトメガロウイルス検査、既知の難聴遺伝子検索を行っている。先天性風疹症候群などに伴う難聴の対応について、マニュ					
		アル作成に協力した。全国から受診された小児難治性気道狭窄症患者に対して、個々に適した治療法の開発、提供を行った。					
		(乳児の頭蓋形態の異常に対する診療) 「赤ちゃんの頭の形外来」を開始し、これまで受診した385例のうち177例(うち平成25年度分はそれぞれ155例、62例)に対して、米国のFDAに準拠し					
		た頭蓋形状誘導へルメットによる治療を行った。この医療の提供は、乳児頭蓋の形態異常の診断と早期介入を目指すものであり、また同時に頭蓋縫合早期癒合症のスクリーニング法の開発にも資すると期待している。また全国的な普及を目的に、日本形成外科学会等に於けるワークショップの開催、導入					
		知息合症のスクケーニング伝の開発にも負すると期待している。また主国的な音及を目的に、日本形成外科学芸等に於りるケーケジョップの開催、導入 予定施設からの見学の受け入れを開始している。					

	中期計画	暫定評価期間(平成22年度から平成25年度)の実績報告	-	各事業年	度評価結	果	暫定評価期間
			H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	の評価
また、成育医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。	② 医療の標準化を推進するための、最新の 科学的根拠に基づいた医療の提供 成育疾患について、最新の知見に基づく医療の実践を通じてその有効性及び安全性の検 証を行うとともに普及に努める。	② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供 (小児難聴の診療) 平成25年度においては、新生児・小児の難聴患者40例に対して、臨床症状、聴力検査、聴性脳幹反応による難聴の程度の総合的な評価および内耳画像診断による難聴の原因検索を行い、補聴器や手術(鼓室形成術、人工内耳)、言語療法、教育・療育現場との連携を組み合わせて、個々に適した治療方法の提供を行った。先天性風疹症候群などに伴う難聴の対応について、マニュアル作成に協力した。 全国から受診された小児難治性気道狭窄症例10例に対して、個々に適した治療法の開発、提供を行った。					
		(救急医療) 当センターは開院以来、全ての救急患者を受け入れ、院内でトリアージを行って緊急度に応じた診療を行っている。平成25年度は、合計31,621名の救 急患者 (救急車の受け入れは3,182台、応需率96.2%) を受け入れた。救急患者のトリアージ別内訳は、蘇生392名、緊急4,764名、準緊急11,449名、非緊 急14,538名であった(直接入院293名、トリアージ未実施185名を含む)。					
		(搬送医療) 重篤な患者を他施設に迎えに行き、状態を安定させた後に救急車やヘリコプターで当院の小児ICUまで搬送すること ("mobile ICU":「動くICU」) は、 当院のような小児医療の中核的な病院の使命である。わが国では小児の搬送中の全身管理技術が普及していないため、未だ標準的な医療となっていな い。平成25年度、当院の搬送チームの出動回数は合計128回(他院から当院への搬送59回、当院から他院への搬送69回)であった。					
		(重度稀少小児神経疾患に対する治療) 平成25年度、脳性麻痺など種々の原因に起因する重度痙性四肢麻痺9例に対し、バクロフェン髄腔内投与療法を施行した。実施可能な施設が少なく、全国から患者の紹介があった。また、磁気刺激を用いた大脳半球間抑制の解析からジストニア治療薬を選択する(CZP,バクロフェン)医療を15例で、アフィニトールによる結節性硬化症(脳腫瘍、腎腫瘍)治療を2例、スティリペントールによる重症乳児ミオクローヌスてんかんの治療を2例行った。					
		(川崎病の診療) 川崎病に対する大量免疫グロブリン療法を平成25年度に144例実施した。ほとんどの患者が他院からの紹介である。近隣の地域は勿論のこと、他県の中 核病院からの紹介も多くなっている。大量免疫グロブリン療法不応例にはインフリキシマブを11例に投与し約8割で効果があった。効果の無かった患者で も再度の大量免疫グロブリン療法などで寛解しており、中等度以上の冠動脈瘤合併症はなかった。患者数が多いため、紹介元の医療施設と連携したフォ ローアップ体制を模索中である。					
		(慢性疾患児のうつの早期発見と介入) メンタルヘルスケアモデル開発 6 NCナショナルプロジェクトの一環として、慢性疾患児のうつの早期発見と介入に関する認知行動療法を標準化するプロジェクトを推進した。平成25年度は小児がんに関する研修プログラムを策定し、研修テキストを編集し、第55回日本小児血液・がん学会学術集会において包括的なうつ管理のための研修「小児慢性疾患のメンタルケアのための研修会〜小児がんの子どもとその家族のメンタルケア〜」を行った。また、院内でも「小児慢性疾患の子どもとその家族のメンタルケアについての研修会」を開催して普及をはかった。					
		(トラウマを受けた子どもと家族への心のケア) 東日本大震災によって被災した子どもの心のケアに関する研究および子どもの心理的フォローアップ研究を行っており、その中で、エビデンスに基づく子どもと家族の心のケアを推進している。平成26年2月28日・3月1日には被災後の子どものメンタルヘルス支援に経験の深い8人の海外からのゲストを迎えて、シンポジウムを行った。それに先立ち、2月27日には仙台および福島でサテライトシンポジウムを行った。					
		(劇症型心筋炎に対する治療) 小児劇症型心筋炎に体外補助循環(ECMO)の治療を行うことで、急性期の救命率と長期の予後改善が可能なことを示してきた。当センターは、日本でもトップの小児劇症型心筋炎の症例数を誇っている。平成25年度も、急性心筋炎でPICU入室した症例数は11例で、うち7例が劇症型でECMO治療を行った。 ECMO治療を安全に行うことのできる施設は、日本では当センターを含めて、数カ所あるのみである。当センターへの救急搬送が可能な地域からの患者を可能な限り収容し、劇症型心筋炎症例を救命している。退院後は、紹介元の病院へ可能な限り戻しており、医療連携にも力をいれている。					
		(「女性総合外来」と「安心して産めるからだ健診」) 母性診療の一環として、我が国における母性医療の標準化を推進するため「女性総合外来」を設置している。平成25年度、女性総合外来において専属 看護師が電話の問い合わせを受けたのは138件で、そのうち受診となった65件に対し、不妊・不育、合併症妊娠などの母性医療に関する情報提供を行っ た。また、プレコンセプショナルケアのひとつとして平成24年度から開始した「安心して産めるカラダに」検診を推進した(35件)。					
		(乳児の頭蓋形態の異常に対する診療) 「赤ちゃんの頭の形外来」を開始し、これまで受診した385例のうち177例(うち平成25年度分はそれぞれ155例、62例)に対して、米国のFDAに準拠した頭蓋形状誘導ヘルメットによる治療を行った。この医療の提供は、乳児頭蓋の形態異常の診断と早期介入を目指すものであり、また同時に頭蓋縫合早期癒合症のスクリーニング法の開発にも資すると期待している。また全国的な普及を目的に、日本形成外科学会等に於けるワークショップの開催、導入予定施設からの見学の受け入れを開始している。					

九批日無	中期計画	暫定評価期間(平成22年度から平成25年度)の実績報告		各事業年	度評価結:	果	暫定評価期間
中期目標			H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	の評価
患者・家族に必要な説明を行い、情報の共 化に努めることにより、患者との信頼関係を 築し、また、患者・家族が治療の選択、決定 医療者とともに主体的に行うことができるよ 支援することに加え、	医療の提供 有 ① 患者等参加型医療の推進 良質かつ安全な医療を提供できるよう、患 ・ 家族との信頼関係を構築し、患者・家族	(2) 患者等参加型医療の推進 平成24年に開設した患者相談窓口において、医療費助成や障害福祉、育児支援サービス等の案内はソーシャルワーカーが対応しており、相談内容により院内外の関係者とも連携し、支援を行っている。 情報コーナーには患者家族向けに様々な案内を設置しており、平成25年は患者会等の情報を更に充実させるように努めた。 平成25年度におけるセカンドオビニオンは総数172件で、とくに、腎臓・リウマチ・膠原病科、血液腫瘍科、脳神経外科が多かった。 患者満足度調査については、従来より実施している調査を、より患者、家族の声を呼吹きるよう調査対象者を拡大、調査票の配付枚数を倍増させて実施し集計等を行った。また、調査結果を全職員に周知し業務の改善に努め、満足度の向上を図るようにした。 小児がんセンター新規入院患者には全てソーシャルワーカーが面接して、社会資源等の案内を行い、その後も相談もしやすくなるように工夫している。	A 3.83	A 4.14	A 3.80	A 4. 33	A 4. 02
		【セカンドオピニオン外来実施件数】					
		平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 対平成21年度増減					
		29 件 39 件 99 件 145 件 172 件 143 件 (493. 1%增)					
			1				

————————————————————— 中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成22年度から平成25年度)の実績報告	:	各事業年	度評価結	果	暫定評価期間
			H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	の評価
チーム医療の推進、	② チーム医療の推進 成育医療に数多く見られる複数科が横断的 に関係する疾患を克服するため、センターの 特色を活かした多職種連携及び診療科横断的	② チーム医療の推進 多診療科、多職種で個々の患者に対してチームを組んで診療することが、当院の診療姿勢の基本である。この基本姿勢を堅持するために、以下の方策をとっている。					
	な診療体制の確立に取り組む。	1. 総合診療部の設置 総合診療部が臓器系統別の専門科を横につなぐ存在としてチーム医療の土台をつくる機能を担っている。小児の入院患者の約65%において総合診療部が 診療チームに加わっており、臓器系統別の専門医のまとめ役、あるいは黒衣となって、看護部、コメディカルと共にチーム医療を推進している。					
		2. 中央診療部門の強化 質の良いチーム医療を行うためには、高い能力を持つ中央診療部門(麻酔、集中治療、放射線、病理、検査、感染管理)の存在が重要である。当院は わが国で未だ数少ない小児ICUを20床有し、集中治療専門医と臓器系統別専門医がチームを組んで小児の重症患者を治療する体制をとっている。放射線診 療部門は24時間体制で全ての画像診断(読影)を行い、感染症科は24時間体制で各科からのコンサルテーションを受けるとともに抗生剤の使用状況を監 視してチーム医療を支えている。					
		3.教育研修の充実 若手医師が各科をローテートして研修を受けることは、人材育成のためばかりではなく、各科間の信頼関係、緊張関係を維持し、"風通し"を良くしてチーム医療を推進するうえでも意義深いと考えている。当院の小児医療系レジデント(各学年14名、3学年制で合計42名)は、質量ともにわが国有数の小児科後期研修医で、当院のチーム医療の基盤となっている。					
		4. チーム医療及び集学的医療の具体例 チーム医療の具体的な姿である多診療科、多職種(4種類以上)によるカンファレンスは合計20あり、平成25年度の定例での開催回数は624回であった。当院に特徴的な診療チーム、カンファレンスとして、川崎病ボード、胎児カンファレンス、腫瘍カンファレンス、SCANチーム等がある。					
		川崎病ボードとは、年間140例以上の川崎病患者の診療に関与する小児期診療科と研究所の免疫療法研究室のチームである。患者の担当科となる小児期診療科を中心に、毎月ボード・ミーティングを開催して、ガンマグロブリン大量療法の効果と血中サイトカイン動態との相関や難治例に対するインフリキシマブ(抗TNF-α抗体製剤)の投与や血漿交換といった先進的な治療の効果を検討し、川崎病診療の標準化と新たな治療法の開発に努めている。					
		胎児カンファレンスとは、出生前に診断された胎児疾患に対して、胎児診療科を中心に、産科、新生児科、必要に応じて外科、脳神経外科、循環器科、心臓血管外科、泌尿器科、麻酔科、遺伝科、こころの診療部を加えて行っているカンファレンスである。これらの診療科の医師と看護師、助産師、MSWが胎児診療チームを作り、出生前から母児の管理を行っている。					
		小児がんセンターでは、多科にわたる診療医師の合意形成を目的として、固形腫瘍カンファレンス、血液腫瘍カンファレンス、脳脊髄腫瘍カンファレンスをそれぞれ2週に1回の頻度で開催し、小児がん患者に対する適切な集学的治療を提供している。臨床研究も含む高度先進的な診療ができることと、再発難治例に対する適切かつ迅速な対応が、当センターのチームによる小児がん診療の特徴である。さらに、小児がんセンター医師、看護師、保育士、CLS、心理士、MSWによる移植カンファレンス、緩和ケアカンファレンス、外来カンファレンスを月に1回、病棟患者カンファレンスを毎週開催し、多職種間での情報共有を行っている。					
		平成24年度半ばより、子ども生活安全対策室が設置され、その一部として、SCAN (Suspected Child Abuse and Neglect) チームが虐待が疑われる症例に対応するチームとして機能している。MSWがコーディネーターとなっており、総合診療部、こころの診療部、周産期診療部、看護部、放射線診断科、眼科、脳神経外科、救急診療科、集中治療科がそれぞれの知識や技術を提供して対応に当たっている。疑い症例が発見されたら、MSWに連絡が入り、総合診療部ののオン・コール医と看護部のオンコールがMSWとともに対応し、SCANチームで検討が行われる。患者担当医を支援するとともに、児童相談所や地域とカンファレンスを行うなどの連携のもとに対応し、家族への告知もSCANチームが担う。チームメンバーは毎月の定例のミーティングで症例や対応方法の検討を行っており、児童相談所虐待対応担当者も参加する。今年度対応症例は115症例であった。小児がんに関する緩和ケアの体制確立の準備のため、平成24年度より続けているケア・カンファレンスを平成25年度も月1回行い、実績症例を蓄積した。参加職種は血液腫瘍科医師に加え、麻酔科医師、こころの診療部の医師と心理士、歯科医師、看護師、薬剤部、栄養部、リハビリテーション科、チャイルドライフスペシャリストなどとなっている。この経験を基に、平成26年度は緩和ケアを構築していく。					

中期目標 入院時から地域ケアを見通した医療の提供、	中期計画					•	暫定評価期間
へ阮吁から地域ケノを兄迪した医療の徒供 、 (② 3 時味から地域とマナ日等しも医療の担	暫定評価期間(平成22年度から平成25年度)の実績報告	H 2 2	H 2 3	H 2	H 2 5	の評価
	③ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供 患者に対して、入院から退院後の地域におけるケアまで、切れ目なく適切な医療を提供できるよう、医療連携を扱う人材を配置し、他の医療機関等との連携に努める。 また、連携医療機関等との定期的な情報交換を進め、良好で継続的な医療を提供するための体制の構築を推進する。 このため、退院支援チームが関与した退院困難なケース数を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ5%以上増加させる。	③ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供 退院後の地域における継続した医療や在宅ケアへの適切な移行を支援するために、退院困難なケースに対して、医療連携室員医師、看護師、MSWでメンバー編成し退院支援回診を開始した。NICUに入室した患者は、退院支援の必要があるか否かを知るために、スクリーニングシートを活用して入院の早期にスクリーニングを実施した。また、NICUから病棟転棟後の退院や外来移行が必要な症例に関しては、病棟看護師長らと回診を行っている。また、これとは別に、入院期間が2年以上に及び、退院の目途が立っていないケースを対象にして家族や関連医療機関・療育機関へアプローチを実施した。)				
		【退院支援チームが関与した退院困難なケース数】					
		平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 対平成21年度増減					
		20 件 22 件 22 件 72 件 52 件 (260%増)					
医療安全管理体制の充実、	④ 医療安全管理体制の充実 センターにおける医療安全を担保するため、統括、監督する体制として医療安全管理 委員会を構築し、医療事故の報告の有無に関	④ 医療安全管理体制の充実 1. 医療安全管理室の強化のため、専任の医療安全管理室長、看護師長、副看護師長、事務補助を配置し、体制の充実を図るとともに、各病棟に医師のリスクマネージャーを2名づつ配置した。)				
	わらず、医療安全管理委員会を最低月1回開催することにより、病院の安全管理に必要な事項を調査するとともに対策を立案し、各部門に対して助言、勧告、指導を行う。	2. 医療安全管理委員会を月1回開催し、インシデント集計・分析報告をもとに病院における安全管理に必要な調査を行い、対策(薬剤管理の徹底、患者 誤認対策、事故発生時の報告徹底、コードブルー後の振り返り、手術同意書取得、ラボナールの処方、カニューレホルダーの使用基準、院内における急 変時の対応、外来における鎮静検査手順等)を立案し、各部署に周知した。また、医療安全管理規程、医療事故調査委員会規程等、規定の見直し・新設 を行った。	Ļ				
		3. 「リスクマネージメントマニュアル」を全体的に見直し、新たに「医療安全マニュアル」を作成、イントラネットに掲載した。また、「医療安全なケットマニュアル」の医療安全管理体制、輸血、身体抑制について見直した。	2				
		4. 平成25年度においては、ヒアリハットニュースの発行(4回)、医療安全パトロール(2回)等を実施し、各部門に対して助言、勧告、指導を積極的 に行った。また、医療安全研修会を全9回開催(全職員対象研修7回、KYT研修未受講者対象1回、薬剤管理研修1回)した。e-ラーニング研修を9月と3月に 実施し、受講率は9月98%、3月94%であった。					
		5. 薬剤の適切な管理のため、救急カート部会が中心となって救急カートの見直しを行い、院内統一を図った。					
		6. 患者確認場面における「指さし呼称」の実施状況を毎月1回の推進日に過去一カ月を振り返って報告した。					
(⑤ 客観的指標等を用いた医療の質の評価	⑤ 客観的指標等を用いた医療の質の評価					
客観的指標等を用いた医療の質の評価等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の	患者の視点に立った良質かつ安心な医療の 提供を行うため、センターで提供する医療に	1. 病院機能評価の受審 財団法人日本医療機能評価機構の病院機能評価に向けた準備を進め平成26年2月に受審した。					
提供を行うこと。	ついての客観的指標等を開発し、それを用い た質の評価を試行する。	2. 医療連携・患者支援センター 患者・家族の視点に立ったより良い医療の提供を目的に、医療連携・患者支援センターを設置している。医療連携・患者支援センター内に患者相談専門職、医療ソーシャルワーカー及び専任の窓口対応職員を加えた常設の相談窓口を設け、診療に関する心理的・経済的諸問題などに関する相談に応じ、解決への支援を行っている。ソーシャルワーカーの相談受付電話については平成24年度以来窓口を一本化しており、平成25年度も院内外からの受け付けを円滑にできた。					
		3. 患者満足度調査 家族の視点に立ったよりきめ細やかな対応をするために、従来より実施している患者満足度調査を、より患者・家族の声を反映できるよう調査対象者を拡大、調査票の配付枚数を倍増させて実施するとともに、意見箱を設置し、意見等に対する改善策の実践と、改善事項の掲示により患者等への周知を行っている。また、意見箱はより患者・家族に分かりやすいよう大型の物とし、設置場所を変更した。					

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成22年度から平成25年度)の実績報告	2	各事業年	度評価結	果	暫定評価期間
1.247 日 724	, , , , , , ,		H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	の評価
子どもの心の問題、児童虐待、発達障害等に対応する医療体制を構築するとともに、全国の拠点病院等との連携を推進すること。	で実施すべき医療の提供	(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供 ① 子どもの心の診療 1. 子どもの心の診療ネットワーク事業連絡会議 平成25年度においては、子どもの心の診療ネットワーク事業連絡会議を2回開催し、以下のことが行われた。①懸案だったデータベースの構築が最終段階となり、集計・分析が行われた。今後の時間的推移の検討ができ、事業評価に繋がる基盤ができた。②東日本大震災後の子どものメンタルヘルスとそのケアについて議論が行われた。③今年度から連携に関して共有することを目的に、今年度は福祉との連携および医療間連携に関して、事業を行っている自治体の病院に発表してもらい、新たな視点が提示され、共有がなされた。 2. 子ども生活安全対策室 センター内においては以下のことが推進された。児童虐待対応に関しては、以前より「子ども虐待防止委員会」で対応していた虐待対応が、平成24年度半ばより、子どもを虐待や事故から守るための「子ども生活安全対策室(室長は院長)」に移行した。平成25年度の対応件数は院内での疑い90例、院外機関からの情報紹介25例で合計115例であった。児童相談所等に通告を行ったのは28例、病院から分離保護になったのは6例であった。平成23年度までは年間対応数65~75例で推移していたが平成24年度は106例、今年度が115例とこの2年間対応件数が増加している。また、児童虐待予防に関して、以前試験的に行っていた妊娠期のスクリーニングとそれに基づく支援をバージョンアップさせた方法を試行し今後の業務に組み込めるように準備を行った。更に、病気を持った子どもの心のケアに関する相談が減少していることから、医療者が心のケアの相談をしやすくし、相談を充実させるため、病棟担当心理士を定めた。		A 4. 28	A 4. 20	A 4. 33	A 4. 11
	② 周産期・小児医療における中核的な役割	② 周産期・小児医療における中核的な役割					
周産期・小児医療において、関係医療機関と連携し、妊産婦、周産期における母児、小児の広範な教急医療に対して、質の高い医療の提供を行うこと。	して分娩のリスクに応じた医療を適切に提供	1. 関産期医療の機件 総合関産期センターとしてハイリスク紅絵を積極的に受け入れ、分娩数は年間2.142作となった。また異体解透も92件受け入れた。絶児異常の紹介何も約500何となり、的確な診断と方針をたて、約100何は当センターで分娩となったが、多くの症例は逆飛介となった。 周産期医療体制の中核的役割を集している。 2. 小児医療の提供を行うとともに、小児教急医療についても積極的な取り組みを行うことにより、中核的な役割を果たしている。 9. 象患者者 第一年の中が度は、31,621名の枚急患者を診療し、3,182台の教急車搬送を受け入れており、日本でも一、二を争う数の小児救急患者を診療している。31,621名の未変結者の中で、"養生"および"製金"とトリアージをれた患者は合計で5,186名(16.5%)、入院となった患者は4,276名(13.5%)で、これらはいずれら小児教会と競技としてが、数字であり、関連度、養産度の主機を受け入れている。とを示している。また、世田谷区医師会と協定を辞述、地域のウリニックの小児科医3名が当院と協力して夜間の初期教会医療患者の診療に携わっている。また、世田谷区医師会と協定を存む、地域のウリニックの小児科医3名が当院と協力して夜間の初期教会医療患者の診療に携わっている。 ・重症患者の緊急 "迎え" 接近 信仰がようの酸洗薬師に応えて、緊急で他院まで搬送をが当成と協定を指す、地域のウリニックの小児科医3名が当院と協力して夜間の初期教会医療患者の診療に携わっている。 ・単原患者の影響に応えて、緊急で他院まで"搬送チーム"を派遣し、患児の状態を安定させてから当院まで搬送参院させるという緊急"迎え" 接近 信仰がようの酸素機能と連携して小児教会医療や中核的な医療を実施している。 予定25年度は 59名の重症患者を2次 3次医療機関と連携して小児教会と関係を手入している。 予定25年度 11、15年度 11、15年度 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成22年度から平成25年度)の実績報告		1	度評価結	_	暫定評価期間
			H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	の評価
3. 人材育成に関する事項	3. 人材育成に関する事項(1) リーダーとして活躍できる人材の育成成育医療に対する研究・医療の専門家(看	3. 人材育成に関する事項 (1) リーダーとして活躍できる人材の育成 社会・臨床研究センターに臨床研究教育部を設置した。臨床研究教育部には臨床研究教育室と生物統計室を設置し、平成26年4月1日付けで両室長を採	A	A	A	A	A
上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、成育医療及びその研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、	護師、薬剤師等のコメディカル部門も含む。)の育成を積極的に行う。 センターでの研修・人材育成については、 国際的にも活躍できる人材の輩出に努める。 また、関係学会や都道府県と連携を図りながら、医療の地域への均てん化に資する地域 の指導者の育成に努める。	用することを決定した。 医師の初期臨床研修においては、当院の特徴を生かし、東京医療センターと関東中央病院、筑波大学などの初期研修医に対して小児医療研修を行った。成育医療研修会を通して、医師、看護師、臨床放射線技師の研修を受け入れた。医師、看護師、薬剤師、栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士など、大学、専門学校、病院などから実習生を受け入れ、成育医療にかかわる専門分野での研修を行った。日本救急看護学会トリアージナース教育コース、小児看護専門看護師教育課程、理学療法士学生臨床実習、作業療法士学生臨床実習、言語聴覚療法士学生臨床実習、診療放射線技師コースの研修生を受け入れた。さらに、救急診療科では看護師、臨床工学技士、救急救命士に対して、多数のシナリオを作製しシミュレーション教育を行った。 平成25年度における人材の輩出については、産科麻酔科医長が順天堂大学麻酔科教授に、移植外科医長が熊本大学小児外科准教授に、血液腫瘍科医長が聖マリアンナ医科大学小児科准教授として転出した。	3. 83	4.00	3.80	4.00	3.90
モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。	(2) モデル的研修・講習の実施 成育医療の均てん化の推進を目的として、 成育医療に携わるセンター内外の医療従事者 を対象としたモデル研修等を企画・実施す	(2) モデル的研修・講習の実施 成育医療研修会において、医師・看護師・診療放射線技師コースを実施した。そのほか、臨床研究に関するセミナーや成育臨床懇話会など、当センター外も対象とするセミナーを多数開催した。なお、平成25年度においては院外を対象とした講演は31回に及んだ。また、今後当センターが、小児期医療・周産期医療での臨床研究において中心的役割を果たすことが期待されていることから、カリフォルニア大学サンフランシスコ校とインターネット回線で結び、Designing Clinical Researchの7回シリーズの教育コースを行った。					
	る。 このため、センター外の医療従事者等に向 けた各種研修・講演会等を年に20回以上開催 する。	極い、Designing Clinical Researchの7回シリースの教育コースを行うた。					
		平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 センター外に向けた各種研修・講演会等 22 回 24 回 24 回 31 回					

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成22年度から平成25年度)の実績報告		1	度評価結!		暫定評価期
		4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	の評価
(大) 医療の場でが出連びに情報の収集及び発信関する事項 センター及び都道府県における中核的な医療機関間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。	事項 (1) ネットワーク構築の推進 成育医療の均てん化等のため、国や都道府	(1) ネットワーク構築の推進 小児炎症性腸疾患研究会の中心施設として、患者診療に留まらず、レジストリをはじめとする臨床研究での連携を、都道府県を越えて推進している。 炎症性腸疾患の子ども達のためのサマーキャンプも、当院が中心となり、首都圏全体から患者をつのり、毎年行っている。また、成人施設とも連携し、	3. 50	A 3.85	A 4.00	A 3.83	A 3.79
情報発信にあたっては、医療従事者や患者・ 家族が成育医療に関して信頼のおける情報を分 かりやすく入手できるよう、国内外の成育医療 に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的 根拠に基づく診断及び治療法等について、国民 向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。	族が信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、国内外の知見の定期的な収集、整理及び評価体制を構築するとともに、セン	子を完成、次年度に具体的な刷新が行える準備を整えた。 当センターの各部門の取組みを総合的に照会するパンフレット(日本語、英語併記版)を作成した。 テレビ会議システムについては、センター内の複数の部門で定期的な運用が行なわれており、成育疾患に関する情報発信に役立っている。					
		平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 メールマガジン (配信数/配信先) 10本 419 件 11本 442 件 11本 480 件 5本 491 件					
		すこやかジャーナル (配信数/配信先) 10本 1,734 件 12本 1,783 件 12本 1,859 件 5本 1,862 件					

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成22年度から平成25年度)の実績報告		1	度評価結	·	暫定評価期
			H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	の評価
5. 国への政策提言に関する事項 医療政策をより強固な科学的根拠に基づき、 かつ、医療現場の実態に即したものにするため、科学的見地から専門的提言を行うこと。	5. 国への政策提言に関する事項 我が国において、医療政策の企画がより強固 な科学的裏づけを持ち、かつ、実情に即したも のになるよう、国と連携しつつ、担当領域にお いて事業に取り組む中で明らかとなった課題の 解決策等について、科学的見地から専門的提言 を行う。	5. 国への政策提言に関する事項 平成25年度において、成育疾患に関する研究に精力的に取り組んだ。特に長年にわたり国立成育医療研究センターが独自に行ってきたコホート研究の資産を有効活用し、ゲノム及びエピゲノム解析による成育疾患の解析を精力的に行った。これらのがノム解析およびエピゲノム解析は、本センターで行う遺伝子治療や再生医療に貢献するものである。また、追随する他の医療機関の遺伝子治療や再生医療の貴重な参考データとして活用、あるいは厚生労働行政の指針等に活用できる。本研究によりそれらの基盤を確立し、再生医療にかかる法律制定に向けた政策提言に資する科学的見地を提示でき、それらの科学的見地に基づき平成25年9月に再生医療3法が新たに法律として国会を通過し、国策としての再生医療の推進に伴う枠組みの構築に大きく貢献した。また、国が行うiPS・ES細胞の承認や治療に関する委員会に参画し、専門的提言を行っている。特に、ES細胞の臨床応用に対する考え方について、活発な議論を展開している。小児慢性特定疾患事業においては、データの登録管理、調査研究等について中心的な役割を果たし、日本小児科学会と協力して児童福祉法改正に係る当該事業の見直しに向けて専門的知識に基づく政策提言を行っている。内閣府の少子化危機突破タスクフォース(第2期)の中心的な役割を果たし、①これまでの議論と成果、②今後取り組むべき課題と進むべき方向性(7課題)、③今後に向けた提言(3提言)からなる『少子化危機突破タスクフォース(第2期)まとめ』を作成し少子化社会対策会議に提言した。	3. 83	A 3.85	A 4.00	A 3.83	A 3.87
	6. その他我が国の医療政策の推進等に関する 事項	6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項					
(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応 公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生し ようとしている場合には、国の要請に応じ、 迅速かつ適切な対応を行うこと。	(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応 国の要請に応じて、国内外の公衆衛生上重 大な危害が発生し又は発生しようとしている 場合には、迅速かつ適切な対応を行う。また そのような事態に対し準備する。	(1)公衆衛生上の重大な危害への対応1. DMAT隊当センターではDMAT隊を保有し運用しており、常設は小児専門施設としては全国唯一である。他隊が携行しない小児用資機材を常備して小児災害 医療へ対応し重篤小児患者を救命する体制を整備している。					
		2. 災害時ネットワーク 災害時に全国の小児専門施設および小児診療に熟練した救急施設の病床状況を一括把握するネットワークを東日本大震災時に稼働させた後も維持して おり、災害時に重篤小児患者の域外搬出先の選定を支持する情報提供を可能としている。					
		3. 東日本大震災 東日本大震災に対しては、家族向け及び専門家向けに心のケア関係の情報をホームページに掲載する他、DMAT1隊の派遣、災害地への医師9名派 遣、災害地よりの患者受け入れ7名、医薬品の提供等を行った。					
		4. 感染症・風疹、麻疹の流行に際して、ワクチン接種(妊婦の夫、褥婦、職員)を積極的に行った。・風疹の流行に伴い妊婦の感染者が増加したが、胎内診断に関する精度の高い診断法が存在しなかった。厚生労働省の研究班からの依頼をうけ、 羊水を用いた風疹ウイルス検出用のPCR検査を実施している。					
(2) 国際貢献 我が国における成育医療の中核的機関として、その特性に応じた国際貢献を行うこと。	(2) 国際貢献 研究成果の諸外国への発表、外国人研究者等の受入れや技術支援等、成育医療分野における我が国の中核的機関として求められる国際貢献を行う。	(2) 国際貢献 1. 海外講演 平成25年12月に在日コソボ共和国Shala全権大使の招きで、小児循環器科医師2人がコソボ共和国を訪問した。目的は、コソボ共和国では発熱、発疹、眼球結膜充血のある小児が突然死を起こしているとのことで、川崎病についての啓発を行うことであった。University Clinical Center od Kosovo、プリズレン小児病院で川崎病の診断、治療について講演するとともに、University Clinical Center od KosovoではTelemedicine centerを通じて、全国の主な医療施設への川崎病について講演した。					
		2. 諸外国への技術支援 当センターの生体肝移植チームを移植手術の技術指導のため中東(エジプト)に派遣し、成果を挙げた。3. 外国人研究者等の受入れ					
		当センター研究所及び病院においては、外国人研究者及び見学者の受入れを実施している。 4. 医療連携・患者支援センター					
		医療連携・患者支援センターでは、医療連携開発室を基点として成育医療における渉外、外事を担う機能を開始している。海外からの受診希望やセカンドオピニオンの依頼について英語対応が可能な事務職員を複数配置し、速やかな連絡・調整が図れるよう努めている。 平成25年度に海外から診療を依頼された件数は、24年度の41件に対し54件と順調に増加した(問い合わせのあった国は、ロシア23件・中国14件・モンゴル4件・アルゼバイジャン3件・カザフスタン2件・クロアチア2件などであった)。案件ごとに頻繁な情報のやり取りが行われたが、実際の診療件数は1件(中国からの生体肝移植)、セカンドオピニオン5件であった。					
		5. 連携協定 平成25年4月に中日友好病院、平成25年11月にソウル延世大学校小児病院、平成26年2月に上海小児病院と連携協定を結んだ。					
		平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 海外から診療を依頼された件数 - 件 6 件 41 件 54 件					

 第二番素質が発生である。 1、数字が見る基準が大き事業 1、数字が見るまたでは、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが	中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成22年度から平成25年度)の実績報告	1	各事業年	变評価結 :	果	暫定評価期間
************************************				H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	の評価
1. 効率的な影響が関する事項	第3 業務運営の効率化に関する事項		第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置 					
の事務に及び関係では基準が多く差に、場か的 なな、対イナンスの販売を目にした場所を構 あった。レンターの場面に対して、自の地の間に対し、自の地の間に対して、自の地の間に対し、自の地のに対し、自の地の	業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指 し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、	1. 効率的な業務運営に関する事項 (1) 効率的な業務運営体制 センターとしての使命を果たすことができ るよう組織内の企画立案、調整、分析機能を	(1) 効率的な業務運営体制 センターの使命である研究・医療等の充実に真に資する事業計画策定や的確かつ迅速な意思決定等を行うこと、及びガバナンスの強化を目的として、 以下の事項を考慮しつつ、引き続き適切な運営を行った。					A 3. 71
登書の主要性を結構まで、一般素で効率的な収 産工作、関係と実体をおいると、 のとすることと、「原産のは、「単位の主義を 力に関係ととして、「原産のは、「単位の主義を 力に関係ととして、「原産のは、「原産のは、「保証は一体の 力に関係として、「原産のは、「保証は一体の 力に関係して、関係と、「保証は一体の 力に関係して、関係と、「保証は一体の 力に関係して、関係と、「保証は一体の 力に関係して、関係と、「保証は一体の 力に関係して、関係と、「保証は一体の 力に関係して、関係と、「保証は一体の 力に関係して、関係と、「保証は一体の 力に関係して、関係と、「保証は一体の 力に関係して、関係と、「保証は一体の 力に関係して、関係と、「保証は一体の 力に関係して、関係と、「保証は一体の 力に関係して、関係と、「保証は一体の 力に関係して、関係と、「保証は一体の 力に関係して、関係と、「保証は一体の 力に関係して、関係と、「保証は一体の 力に関係して、関係と、「保証は一体の 力に対して、 力に対しに、 力に対して、 力に対して、 力に対しに、 力に対して、 力に対し、 力に対	の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的	用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築する。 さらにセンターの使命に応じて、より効率 的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を	 理事は、センターの外部より病院・企業等の経営・運営の経験及び実績がある、又は会計に関する経験、実績を有する人材を引き続き採用 各部門の責任者等で構成する執行役員会議において、理事会で決定した重要事項を適切に遂行するため、同事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理 理事長直属の企画戦略室を設置し、理事長の企画・立案等を具体的に実行 監事による法人業務の適切な監査とともに、監査室の専任職員による内部監査を実施。また、監事はその業務を遂行するため、必要に応じ理事会で意見を述べ、法人の業務及び財産の状況 					
### (平成19年法維第47号) や「経済財政選案と構造改革に関すの基本とする法律(平成19年法律第47号)に基づき平成権強強等に関する基本が2000年以下19月1日開放決党)に基づいて19月1日開放大学)に基づきで成立に関わります。 中心主なると。 のとすると。 その際、件せて、医療法(傾和29年法律第23号 分)及び診療機関化の人員基準に治った対応を かり及び診療機関化の人員基準に治った対応を かりおかべ程を放えるという。国の制度の創設や設定に により入情報を含める成立に関する数は、2000年の表します。 とのの対かべ程を放立を確保するための適立な数 は、2000年の表しまでは、2000年の表しまでは、2000年の表します。 2000年の表しまでは、2000年の表しまでは、2000年の表しまでは、2000年の表します。 2000年の本権を対応とめの対立な数 は、2000年の表しまでは、2000年の表します。 2000年の本権を対応といめ、2000年の表します。 2000年の本権を対応といめ、2000年の表します。 2000年の本権を対応といめ、2000年の表し、2000年の表し、2000年の表し、2000年の表します。 2000年の本権を対応といいまして、2000年の表し、2								
おの	律(平成18年法律第47号)や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づいて人件費改革に取り組むとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるも	する法律(平成18年法律第47号)に基づき平成22年度において1%以上を基本とする削減に取り組み、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続するとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や						
また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組みを行う。 ① 副院長複数制の導入 特命事項を担う副院長の設置を可能とする とともに、副院長の設置を可能とする とともに、副院長の役割と院内での位置付け を明確化する。 ② 事務部門の改革 事務部門については、配置を見直し、効率 事務部門については、配置を見直し、効率	号)及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を 行うことはもとより、国の制度の創設や改正に 伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のた	23号)及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や 改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の						
特命事項を担う副院長の設置を可能とする とともに、副院長の役割と院内での位置付け を明確化する。 適切かつ効率的なセンターの運営に資するため、特命事項を担う副院長複数制を強化することとし、従来の「看護・環境整備」に「入院診療(除周産 期)」、「教育・研究・外来診療」、「経営・財務」、「医療安全・入院診療(周産期)」の担当を加え、5人体制とした。その結果、院内の様々な事 案に対し迅速な対応が可能となった。 ② 事務部門の改革 事務部門については、配置を見直し、効率 業務内容に応じた4部門(総務部、人事部、企画経営部、財務経理部)により、引き続き責任の明確化と効率的な運営を図った。	また、独立行政法人に関する制度の見直しの	また、独立行政法人に関する制度の見直し						
事務部門については、配置を見直し、効率 業務内容に応じた4部門(総務部、人事部、企画経営部、財務経理部)により、引き続き責任の明確化と効率的な運営を図った。		特命事項を担う副院長の設置を可能とする とともに、副院長の役割と院内での位置付け	適切かつ効率的なセンターの運営に資するため、特命事項を担う副院長複数制を強化することとし、従来の「看護・環境整備」に「入院診療(除周産 期)」、「教育・研究・外来診療」、「経営・財務」、「医療安全・入院診療(周産期)」の担当を加え、5人体制とした。その結果、院内の様々な事					
		事務部門については、配置を見直し、効率						

中期目標	中期計画	斯宁亚在州里(亚氏29年度永~亚氏9-年度)の字簿和先	:	各事業年	支評価結	果	暫定評価期間
		暫定評価期間(平成22年度から平成25年度)の実績報告	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	の評価
センターの効率的な運営を図るため、以下の 取組を進めること。	(2) 効率化による収支改善 センターとしての使命を果たすための経営 戦略や毎年の事業計画を通じた経営管理によ り収支相償の経営を目指すこととし、5年間 を累計した損益計算において、経常収支率を 100%以上となるよう経営改善に取り組む。	(2) 効率化による収支改善 センターの特性や機能を考慮した運営方針に応じ、職員の適正配置を行う等により診療報酬上の上位基準取得等を図るとともに、人件費及び材料費等 に係るコスト縮減に努めることにより収支改善を図ってきたところであるが、平成25年度は、病院情報システムの更新による患者数の減等が影響し、経 常収支は527百万円の赤字、経常収支率は97.8%となった。 今後、さらなるコスト削減等に取り組み経営改善を推進していく。		A 3. 57	A 4. 40	B 3.16	A 3.94
		平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成22~25年度までの累計					
		経常収支 1,218 百万円 534 百万円 799 百万円 △ 527 百万円 2,025 百万円 経常収支率 106.4 % 102.6 % 103.5 % 97.8 % 102.3 %					
① 給与水準について、センターが担う役割 に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見 直し		① 給与制度の適正化 職員給与における基本給について、独法移行を機に職務給の原則に従い、国時代の特徴である年功的要素の影響を抑制することとし、一般職員について若年層の給与水準は変えず、民間の給与水準を勘案して中高年の年功的な給与水準を緩やかなカーブとする等、給与制度を見直し、その水準を維持している。 また、「国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律」と同水準の給与改定を平成24年5月と9月に役員及び管理職を対象に実施し、平成25年度においても引き続き実施した。					
② 共同購入等による医薬品医療材料等購入費用の適正化	② 材料費の節減 医薬品医療材料等の購入方法、契約単価の見直しにより、材料費率の抑制に努める。	② 材料費の節減					

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成22年度から平成25年度)の実績報告	各事業年	F度評価結果	暫定評価期間
			H22 H23	B H 2 4 H 2 5	の評価
③ 一般管理費(退職手当を除く。) について、平成21年度に比し、中期 目標期間の終年度において15%以上 の削減	③ 一般管理費の節減 平成21年度に比し、中期目標の期間の最終 年度において、一般管理費(退職手当を除 く。)について、15%以上節減を図る。	③ 一般管理費の節減 一般管理費(退職手当を除く。)については、委託内容の見直しによる委託費の削減、消耗品等の費用削減など、経費の縮減、見直しを図り、平成25 年度においては、平成21年度に比して20.8%(134百万円)節減を図った。	i		
	② 建築コストの適正化 建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト削減を図り、投資の効率化を図る。	実績 643 百万円 507 百万円 497 百万円 平成24年度 平成25年度 対21年度削減額 - 136 百万円 (21.1 %) 146 百万円 (22.7 %) 169 百万円 (26.2 %) 134 百万円 (20.8 %) ④ 建築コストの適正化 建築工事の実施にあたっては、過剰な仕様となっていないか施設・医療機器整備委員会等で検証を行っている。また、予定価格の積算は、建設物価、積算資料等市場単価等の資料を参考に行い、適正なコストとなるよう取り組んだ。また、平成25年度においては、建築後11年経過したセンターの施設の保守・修繕等を計画的に行うため、建物等の劣化診断を行った。			
④ 医業未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業務の改善等収入の確保	⑤ 収入の確保 医業未収金については、新規発生の防止に 取り組むとともに、定期的な支払案内等の督 促業務を行うなど回収に努めることで、平成 21年度に比して(※)医業未収金比率の縮減 に取り組む。 また、診療報酬請求業務については、院内 のレセプト点検体制の確立等により適正な診 療報酬請求事務の推進に努める。 ※ 平成21年度(平成21年4月~平成 22年1月)医業未収金比率0.05%	⑤ 収入の確保 医業未収金については、定期的な支払案内等の督促業務を精力的に行うとともに、新規発生の防止という観点から、分娩入院の患者を対象とした事前の預かり金制度やクレジットカードによる支払いを前年度に引き続き行い、更なる未収金の新規発生の防止に努めた。その結果、医業未収金の比率は 0.043%となり、中期計画の数値目標0.05%を上回る低減ができた。 レセプト点数については、診療報酬委員会によるチェック体制の徹底及び高額レセプトに対する再チェック実施で適正な請求事務を行うようにしている。			
2. 電子化の推進 業務の効率化及び質の向上を目的とした電子 化を費用対効果を勘案しつつ推進し、情報を経 営分析等に活用すること。推進にあたっては職 員の利便性に配慮しつつ、情報セキュリティの 向上に努めること。	(1) 電子化の推進による業務の効率化 業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図る。	平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成25年度 医業未収金比率 0.05 % 0.05 % 0.04 % 0.045 % 0.043 % 0.043 % 0.045 % 0.045 % 0.043 % 0.045 % 0.043 % 0.045 % 0.045 % 0.043 % 0.045 % 0.045 % 0.043 % 0.045 % 0.045 % 0.045 % 0.043 % 0.045 % 0			
	ともに経営改善に努める。	が、対から、対から行列では、対から行列である。			

各事業年度評価結	â															4	各	各	各事業	▶事業年	業年	年度	度評	評価結	吉果		定評価
H22 H23 H24	H 2 2	H 2 2	H 2 2	H 2 2	H 2 2	H 2 2	H 2 :	H 2 :	H 2 :	H 2	H 2	H 2 :	H 2 2	H 2 2	2 2	2 2	. 2	2	Н 2	Н23	2 3	3	Н	H 2 4	4 H	H 2 5	の評価
H 2 2 H 2 3 H 2 4 A B A	H 2 2 A 3. 50	H 2 2 3 3 . 50 名	H 2 2 A 3.50	H 2 2 A 3. 50	部 監 事 れ る 室と し こ る や のを て 契 成攻 会	部 監 事 れ る 室と し こ る や のを て 契 成攻 会	部 監 事 . れ る産と し . こ る . や のを . て 契 . 成攻 会	R	不 2 4 1 2 2 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	不	不	A 3.50	A 3. 50	H 2 2	I 2 2 A	2 2 A	2 2	2	2 H 2	Н23	123 B	3	Н	H 2 4	4 H	A 3.83	

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成22年度から平成25年度)の実績報告	-	各事業年		·	暫定評価期間
			H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	の評価
第4 財務内容の改善に関する事項 「第3 業務運営の効率化に関する事項」で 定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成 し、当該予算による運営を実施することによ り、中期目標の期間における期首に対する期末 の財務内容の改善を図ること。	「第2 業務の効率化に関する目標を達成す	第3 予算、収支計算書及び資金計画	A 3. 66	A 3. 57	A 4. 00	A 3. 66	A 3. 72
1. 自己収入の増加に関する事項 成育医療に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。	民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築	1. 自己収入の増加に関する事項					
2. 資産及び負債の管理に関する事項 センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債(長期借入金の残高)を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。	センターの機能の維持・向上を図りつつ、投 資を計画的に行い、中・長期的な固定負債(長 期借入金の残高)を償還確実性が確保できる範	2. 資産及び負債の管理に関する事項 センター機能の維持・向上のための整備については長期借入を行わず、内部資金等を活用する事によって行った。 また、固定負債(長期借入金の残高)については約定どおり償還を行い、その残高を減少させた。 【財政融資資金】					
	 第4 短期借入金の限度額 1. 限度額 2, 100百万円 2. 想定される理由 (1)運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 (2)業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応 (3)予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応 	年度末残高 9,563,965 千円 8,881,077 千円 8,198,189 千円 7,515,301 千円 ※平成21年度末残高は、10,198,210千円 第4 短期借入金の限度額 平成22年度から平成25年度における短期借入金はない。					
	第5 重要な財産を処分し、又は担保に 供しようとする時はその計画	第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画					
	なし	平成22年度から平成25年度における重要な財産の処分、又は担保に供した実績はない。					
	第6 剰余金の使途 決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。	第6 剰余金の使途 平成22年度から平成24年度の決算においては剰余が生じたため、積立金とした。なお、平成25年度の決算において剰余は発生していない。					

## 2 その他業務運営に関する重要な事項 1. 施設・設備整備に関する事項 施設・設備整備に関する事項 施設・設備整備に関する事項 中期目標の期間中に整備する施設・設備整備 (中期目標の期間中に整備する施設・設備整備 (での批析を、向上の他、費用対効果及び財務状況を 総合的に勘案して計画的な整備に努めること。 2	H23 H24 H25	の評価
1. 施設・設備整備に関する事項 施設・設備整備に関する事項 施設・設備整備に関する事項 地類 目標の期間中に整備する施設・設備整備に対いては、センターの機能 中期目標の期間中に整備する施設・設備整備 として、別紙5のとおりとする。 長期借入を行わず自己資金を活用し、研究・医療の高度化や経営面の改善及び患者の療養環境の改善のための施設整備として、 ①MFICUの新設(平成22年度) ②MGIOの増床(平成22年度) ③医療連携・患者支援センター改修工事(平成23年度) ④発達・評価支援外来改修工事(平成23年度) ⑤別 所の修集事業工事(平成23年度) ⑤別 所の修算工事(平成24年度) ③別 所の修算工事(平成24年度) ③別 所の修算工事(平成24年度) ③別 所の修算工事(平成24年度) ③別 所の修工事(平成24年度) ③別 所の修工事(平成24年度) ③別 所の修工事(平成24年度) ③別 所の修工事(平成24年度) ③別 所の修工事(平成24年度) ④ 常本・大震災関連整備事業として ①自家発電設備整備工事(平成23年度) ①自家発電設備整備工事(平成23年度) ①自家発電設備整備工事(平成23年度) ○別 を表述し、また、東日本大震災関連整備事業として ①自家発電設備整備工事(平成23年度) ①目家発電設備整備工事(平成23年度) ①目家発電設備整備工事(平成23年度) ②日本・大震災関連整備事業として ①自家発電設備整備工事(平成23年度) ①日本・大震災関連整備事業として ①自家発電設備整備工事(平成23年度) ①日本・大震災関連整備事業として ①自家発電設備整備工事(平成23年度) ①日本・大震災関連整備事業として ①自家発電設備整備工事(平成23年度) ②日本・大震災関連整備事業として ①自家発電設備整備工事(平成23年度) ②日本・大震災関連整備事業として ①自家発電設備整備工事(平成23年度) ②日本・大震災関連整備事業として ①日本・大震災関連整備事業として ①日本・大震災関連整備事業として ①日本・大震災関連整備事業として ①日本・大震災関連整備事業として ①日本・大震災関連整備事業として ①日本・大震災関連整備事業として ①日本・大震災関連整備事業として ①日本・大震災関連を ②日本・大震災関連を ②日本・大震災 ②日本・大震災		
企業を使わす。 (の実施した。 3 らに、平成か年家においては、現業を19年後点したセンターの重要の保守・参属でを計画的に行うため、後勢等の変化物所を行った。		

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成22年度から平成25年度)の実績報告		各事業年月		1	暫定評価期
			H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	の評価
第5 その他業務運営に関する重要な事項	第7 その他主務省令で定める業務運営に 関する事項	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 					
2. 人事の最適化に関する事項 センターの専門的機能の向上を図るため、職員の意欲向上及び能力開発に努めるとともに、 人事評価を適切に行うシステムを構築すること。 また、年功序列を排し、能力・実績本位の人材登用などの確立に努め、さらに、優秀な人材を持続的に確保するため、女性の働きやすい環境の整備及び非公務員型独立行政法人の特性を活かした人材交流の促進等を推進すること。	2. 人事システムの最適化 職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を 評価し、職員の給与に反映させるとともに、業 務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。当該制度の適切な運用を行うことにより優 秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなける。 非公務員型組織の特性を活かした人材交流の 促進など、優秀な人材を持続的に確保する観点 から人材の適切な流動性を有した組織を構築す	し、平成23年度は看護部門において一般職員である看護師等において実施し、その他職員については平成24年度から実施した。 国立病院機構との人事交流については、円滑な交流を進められるよう、異動が職員の不利益とならないようにするために、給与制度の基本となる部分については、国の制度を踏まえて国立病院機構と同じくすることとした。また、異動者の給与水準を維持するためにの現給補償制度についてお互いに決定した。さらに、退職手当の期間通算を設けることで、将来においても不利益が生じないよう規程を整備した。転籍出向や在籍出向といった制度を構築し適切に運用を図り、国、国立病院機構、他のNCとの人事交流を行っている。 女性の働きやすい環境整備について、独法発足時において国の制度と比較した場合に、育児短時間勤務制度の対象範囲拡大及び3歳までの子を養育する職員の請求により時間外勤務を制限するなど制度面での充実を図るとともに、平成25年4月に院内保育所を開設した。 医師の業務軽減策として、医療クラークの導入を平成22年度から行い、導入効果を検討しながら計画的な増員を行っており、平成25年度は2名の増員を行い14名とした。	3.33 用 戦	A 3. 85	A 4. 00	A 3. 83	A 3. 75
	とって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。 3. 人事に関する方針	平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 国、国立病院機構、他のNCとの人事交流人数 68 人 36 人 50 人 63 人 3. 人事に関する方針					
	(1) 方針 良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策を講じる。また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。	つ、適正な人員配置を行うための増員計画を策定し、人員確保に努力した。また、職員人事規程を整備し、医長職以上の管理職員については公募制を基本として採用委員会により優秀な人材の確保に努めている。 1. 看護師確保対策 看護師確保対策 看護部、人事部が協力し看護大学、助産学校等の訪問や各種就職説明会への参加など、センター外での活動を行った。 2) 離職防止策 2 交替制勤務を推進し、平成25年度は3看護単位で導入した。 3) 看護師の処遇改善平成22年度から、看護師の勤務実態に応じた諸手当の新設、改定等を行い、引き続き処遇改善に努めている。 【専門看護手当、夜間看護等手当】 平成25年度において、夜間看護等手当について夜勤が月8回を超えた場合の加算額を新設するとともに、平成26年度から手当額の引き上げ、支給区分の改正を行うこととしている。また、看護職員のキャリアバス制度を支援するため、平成26年度から看護系大学院へ進学する場合に研究休職制度を適用することにした。 2. 医師の処遇改善平成22年度に行った以下の改善策を平成24年度に続き平成25年度も踏襲した。 ①医師の動務実態に応じた緊急呼出待機手当、分娩手当、救急医療体制確保手当等の諸手当の新設、改定等を行い、処遇改善に努めた。					
		②医長以上は年俸制にすることで、業務実績を業績年俸に反映できる制度とした。 ③一部の診療科においては、交替制勤務を導入することで勤務時間の改善を図った。 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 常勤職員の公募 18 件 26 件 29 件 48 件 【看護師確保対策の推進】 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 センター内見学説明会 3 回 3 回 3 回 4 回 業者による説明会 2 回 2 回 4 回 4 回 看護大学等学内説明会 3 回 3 回 6 回 4 回					

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成22年度から平成25年度)の実績報告			各事業年度評価結果					
1 791 H 12K	(2) 指針 センターの平成22年度期首における職員数 を751人とするものの、医師、看護師等の医 療従事者は、医療ニーズに適切に対応するた めに、変動が見込まれるものであり、中期目 標の期間においては、安全で良質な医療の提	(2)指針 平成22年度から平成24年度にかけての病棟再編計画を立て、現在の病棟機能が抱える問題点を整理し、年齢発達段階に応じた療養環境の提供という基本的な考え方に、安全・感染管理、専門診療・看護の視点から機能別の構成を加味する病棟構成とした。 平成22年度は、病棟再編計画の第1段階を12月に行い、9階東病棟をスムーズな在宅ケアへの移行等を目的とした専用病床8床を設置したことに伴い、非常勤看護師8名を常勤看護師として採用し、3人夜勤体制から4人夜勤体制へと変更した。 平成23年度は、第2段階として救急入院病床8床を設置し、夜間緊急入院の受入病床を確保することで、他の病棟の夜間の安定を保持した。また、周産	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	の評価			
	供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。 特に、技能職については、外部委託の推進に努める。 (参考)中期目標の期間中の人件費総額見込み 31,524百万円	平成24年度は、第3段階としてGCU病床12床の増床、小児入院医療管理料1の取得のため看護師32名を増員し確保したところである。 平成25年度は、PICU病床2床増床を行うことで重篤患者の診療体制を充実させるため、看護師11名を増員し確保した。また、小児がんセンター開設のために伴って医師1名の増員をし、確保した。								
その他の事項 中期目標に基づきセンターのミッションを理 し、ミッションを実現するために必要なアク ョンプランとして中期計画を立て、具体的な 動に移すことができるように努めること。ま 、アクションプランやセンターの成果につい 、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情 開示を行うように努めること。 ミッションの確認、現状の把握、問題点の洗 出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作	センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努める。 また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示をホームページ等で行うように努め	て、センターとして取り組むべき事項を選定した。 ・重要性が高く早急に着手する必要がある事項、又は迅速な対応が比較的可能な事項 ・重要性はあるが人員の増強や予算等が関係し時間がかかる事項、又は緊急性がそれほど高くない事項 とに区分したアクションプランを作成した。これに基づき緊急性が高い項目を優先に取り組みを実施している。 また、平成24年度より、理事長自ら若手医師との意見交換を実施し、更なる問題点の洗い出し、改善策の立案に努めている。								
日で、以音泉の立泉、立千度の千度計画の作 等に資するため、定期的に職員の意見を聞く う、努めること。	い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見をセンター内メール・システム等にて聴取を行うよう努める。									